

質的に軍事的性格の活動を免除されることを欲するものに対しては、代替の役務につかせる権限を有するものとする。ここに良心の命令とは、宗教的信条及び哲学的もしくは政治的信念に由来するものを言う。

§ 2. 婦人及び聖職者は、平時においては、兵役の義務を免除される。ただし、法律が課する他の負担に従わなくてはならない。

第三章：公共の安全

第144条：国家の義務で、全ての者の権利かつ責任である公共の安全は、下記の機関を通じて、公共の秩序の維持並びに人及び財産の安全のため実現されなくてはならない。

I：連邦警察。

II：連邦道路警察。

III：連邦鉄道警察。

IV：文民警察。

V：警察軍及び消防軍。

§ 1. 連邦警察は、法律により、常設の機関として制定され、経歴において組織化されて、下記の目的を有する。

1) 政治的及び社会的秩序に反し、あるいは、連邦又はその独立団体及び公社の財産、役務及び利益の損失となる刑事の違法並びに実行が州間又は国際的影響を有する上記以外の違法で、斉一の鎮圧を必要とするものの摘発。

2) 麻薬又はこれと類似の薬品の違法の運搬、密輸出入を予防しかつ制圧する。ただし、大蔵省及びその他の公共機関がそれぞれの管轄範囲において行う活動は妨げるものではない。

3) 海上、空域、国境地帯警察の職務を実行する。

4) 連邦の司法警察の職務を独占的に行使する。

§ 2. 連邦道路警察は、常設の機関で、職業警官により組織され、法律の形態に従い、連邦道路上の移動警備の目的を有する。

§ 3. 連邦鉄道警察は、常設の機関で、職業警官により組織され、連邦鉄道上的移動警備を目的とする。

§ 4. 文民警察は、職業捜査官によって指揮され、連邦の管轄を除いて、司法警察の職務及び刑事の違法の摘発の職務を任務とする。但し軍の管轄を除く。

§ 5. 警察軍は示威警備と公共秩序の維持の権限を有する。消防軍に対しては法

律で規定した権限の他、市民保護の活動の実行の権限が属する。

§ 6. 警察軍及び消防軍は、陸軍の補助兵力かつ予備兵力であり、文民警察とともに、州、連邦直轄区、連邦直轄領の知事に従属する。

§ 7. 法律は、公共の安全に責任を有する機関の組織及び機能を、これらのものの効率を保障する容態で規制する。

§ 8. 市は法律が定める所に従って、その財産、役務及び施設の保護のため市警備隊を設置することが出来る。

第VI編：公租公課及び予算

第I章：国家租税体系

第I節：一般的原则

第145条：連邦、州、連邦直轄区、憲法直轄領及び市は下記の租税公課を設けることが出来る。

I：租税。

II：公課。警察権の執行を理由とし、又は、負担者に対して供与され、もしくは、その利用に供されている、特定かつ分割可能な、公共役務の現実的又は潜在的な使用による手数料。

III：公共事業の結果たる改善の負担金。

§ 1. 税は、出来る限り対人税とし、納税者の経済的能力に従い、累進するものとする。租税行政は、特に、これらの目的に実効性を付与するために、個人権を尊重し、かつ、法律に従って、納税者の財産、所得、経済活動を確認する権限を有する。

§ 2. 公課は、税の計算に固有の計算基準を有することのないものとする。

第146条：補足法には、下記の権限が属する。

I：連邦、州、連邦直轄区及び市間の納税問題における管轄の抵触に関して定める。

II：徴税権に対する憲法上の制限を定める。

III：特に、下記各号について、税法上の問題に対する一般的規則を確立する。

a) この憲法に定められた税に関し、その発生事実、計算基準及び納税者を定義するとともに、租税公課及びその種類を定義する。

b) 税の債務、課税、債権、時効及び除斥期間。

c) 協同組合により行われる協同の行為に対する十分な税の取扱い。

第147条：連邦直轄領においては、州税及び市税（もし、直轄領が市に分割されていない時）は、重複して、連邦の直轄となり、連邦直轄区に関しては、市税はこの管轄となる。

第148条：連邦は、補足法により、下記のために、強制借上金を制定することが出来る。

I：公共災害及び対外戦争又はその危険を原因とする臨時の支出を支弁するため。

II：第150条のⅢの“b”の規定を守り、緊急かつ著しい国の利益の性格の公共投資の場合。

単項：強制借上から出た資金の投資は、この制度の理由となった支出に拘束されるものとする。

第149条：第146条のⅢ及び第150条のⅠ及びⅢの規定を守り、第195条の§ 6. に言う負担金に関する規定の効力を妨げることなく、経済分野への介入並びに職業的及び経済的カテゴリーの利益のための社会的負担金を定め、上記分野における活動の手段とする権限は、もっぱら連邦に属する。

単項：州、連邦直轄区及び市はその職員の福祉、社会保障援護組織のため、職員から徴収する負担金の制度を制定することができる。

第Ⅱ節：徴税権の制限

第150条：納税者に対して確保された他の保障を犯すことなく、下記の各号は連邦、州、連邦直轄区、市に対して、禁じられるものとする。

I：法の規定なく、租税を要求しあるいは増額すること。

II：平等の状況にある納税者間に、不平等の取扱いを定めること。所得、名義又は権利の法的な呼称とは無関係に、従事する職業、行う職務を理由とするいかなる差別も禁止されるものとする。

III：下記の税を徴収すること。

a) 税を制定し又は増額した法律の発効前に生じた発生事実に関し。

b) 税を制定し又は増額する法律が公示されたと同一の財政年度において。

IV：押収の効果のために税を用いる。

V：州間あるいは市間の税で、人又は物の運送に制限を設ける。ただし、公権力が保持する交通路の使用料金の徴収は留保する。

VI：下記のものに課税する。

a) 財産、所得又はサービスに対し、連邦、州、連邦直轄区、市の内の複数

のものが。

b) 宗派を問わず寺院。

c) 補足法の規定に従う、営利目的を有しない、政党（その財団を含む）労働者組合団体、並びに、教育及び社会援護団体の財産、収入又は役務。

d) 書籍、新聞、定期刊行物及びこれらのものの印刷用紙。

§ 1. IIIの“b”の禁止は、第153条の I, II, IV, V及び第154条の IIに定めた税に対しては適用されない。

§ 2. VIの“a”号及び前項の禁止は、民間事業に適用されるべき規範により支配されている経済活動、又は、使用者によって価格又は料金の反対給付又は支払いのある経済活動の起業に関連の財産、所得およびサービスには適用がなく、不動産に関連の税の支払いの義務を大口の買主に免除するものでもない。

§ 4. VIの“b”及び“c”に言う禁止は、これらに言う団体の本質的目的に関連の財産、所得及び役務のみを含むものとする。

§ 5. 法律は、消費者が商品又は役務に課されている税について明白に知るための手段を決定するものとする。

§ 6. 税又は社会保険の事項を包含する赦免、免除は、連邦、州又は州の特別法によらなくてはならないものとする。

第151条：連邦は、下記の事項を行ってはならない。

I：国の全領域において、均一ならざる税又は、他の州、連邦直轄区又は市の不利益において、州、連邦直轄区又は市に関連の差別又は優遇を結果する税を制定すること。ただし、国の異なる地域の間での社会経済開発の均衡を促進するための税制恩典の授与は認めるものとする。

II：州、連邦直轄区及び市の公債券の所得、並びに、これらのものの債務及び公的代理機関に定められた水準を上回る水準においてそれらの利益及び利得に課税すること。

III：州、連邦直轄区又は市の管轄の税の免除を制定すること。

第152条：州、連邦直轄区、市に対して、財及び役務の間に、その出所又は目的を理由として、いかなる差別を設けることも禁止する。

第III節：連 邦 税

第153条：下記のものに税を制定する権限は連邦に属する。

I：外国産品の輸入。

II：国産又は内国産品の外国向け輸出。

Ⅲ：種類のいかんを問わず所得及び利益。

Ⅳ：工業製品。

Ⅴ：融資、為替及び保険又は債権若しくは価証券に関連の取引。

Ⅵ：農地の所有権。

Ⅶ：補足法の規定に従う大財産。

§ 1. 法定の条件と制限を守り、行政府は I, II, IV, V の税率を改める権限を有する。

§ 2. Ⅲに定めた税は、下記に従う。

- 1) 法の形式に従い、一般的、普遍的、累進的基準で通知されるものとする。
- 2) 法律の文言及び制限に従って、連邦、州、連邦直轄区及び市の社会保険が 65歳を超えその全収入がもっぱら労働の収益により構成されている者に対して支払う老齢退職年金及び年金から得る所得には課税しない。

§ 3. Ⅳに規定した税は、下記に従う。

- 1) 製品の不可欠性に基づき選択的である。
- 2) 非重複的で各取引で債務となったものは、以前の取引で徴収された額と相殺される。
- 3) 外国向け工業製品は課税しない。

§ 4. Ⅵ項に規定した税は、非生産的所有地の保持を牽制する形で定められた税率を有するものとし、法律で定められた小耕地には、所有者が単独又は家族労働で業を行い、他に所有地を有しない時には課税しない。

§ 5. 金は、金融資産又は為替の用具として法律で定義される時は、専ら、原産地の取引で債務となった本条の主文のⅤに言う税率に従うものとし、最低税率は 1% で、下記の条件に基づき徴収額の移転が保障されるものとする。

- 1) 原産地に従い、州、連邦直轄区、直轄領に 30パーセント。
- 2) 原産市に 70パーセント。

第154条：連邦は下記に従って規定出来る。

I：補足法に従って、前条に規定しない税。但し、重複課税でなく、且つ、この憲法に明記したものに該当する発生事実又は計算基準を有していないものであることを条件とする。

II：緊急事態又は外国との戦争の場合に、臨時に課せられた税は、その課税権限に含まれているかどうかにかかわらず、税の創設の原因が止んだ後は、漸次、廃止されるものとする。

第IV節：州税及び連邦直轄区税

第155条：下記に従い制定する権限は、州及び連邦直轄区に属する。

I：下記各号に関する税。

- a) いかなるものであるかを問わず財産又は権利の、死亡を原因とする移転及び贈与。
- b) 商品流通、並びに、州間及び市間の輸送及び通信の役務の供与に関する取引。取引及び供与が外国において開始されたものを含む。
- c) 自動車の所有。

II：資本利益、利得及び収益に関する第153条のIIIに言う税に対する追加税の名目で、当該地域内に居住する自然人又は法人により連邦に支払われる税の5%を上限とする追加税。

§1. Iの“a”に規定した税。

- 1) 不動産及びその権利に関しては財産の所在州又は連邦直轄区に権限が属する。
- 2) 動産、証券及び債権に関しては、相続財団又は目録作成の手続きをとる州、又は、贈与人が住所を有する州あるいは連邦直轄区に属する。
- 3) 下記の場合には補足法の規制する制度に権限が属するものとする。
 - a) 贈与人が外国に居所又は住所を有している時。
 - b) 財産を所有していた被相続人が、外国に居住し、あるいは、手続中の遺産財団が外国にある時。
- 4) 下記のもは連邦上院の定めた最高率を有する。

§2. I“b”に定めた税は、下記の事項を充足するものとする。

- 1) 当該の州又は他の州又は連邦直轄区により以前に徴収された額と商品の流通又はサービスの供与に関連の各個の取引において債務となった額を相殺して、重複しない。
- 2) 法規にこれに反する規定ある時を除き、免税又は無税は下記の通りとする。
 - a) 後続の取引又は役務の供与において債務となる額と相殺のための債権とならない。
 - b) 以前の取引に関連の債権の無効を結果する。
- 3) 商品又は役務の不可欠性に基づき選択出来る。
- 4) 共和国大統領の発議又は上院議員の3分の1の発議と、議員の絶対多数の承認による上院の決議は、州間又は輸出の取引又は役務の給付に適用される

べき税率を定めるものとする。

- 5) 連邦上院は、下記の事項を行うことが出来る。
 - a) 自院の議員の3分の1の発議と絶対多数の承認による決議により、州内取引における最低税率を設定する。
 - b) 同じく州内の取引で、州の利益を包含する特定の紛争を解決するため、議員の絶対多数の発議と、3分の2の承認による決議によって、最高税率を定める。
- 6) 12) の“g”の規定に従い、州又は連邦直轄区の反対の決議がある場合を除いて、商品流通の取引及び役務の給付において、州内取引は、州間取引に対して定められた率を下回ることは出来ない。
- 7) 他州に所有の消費者に物又は役務を仕向ける取引又は給付に関しては、下記の事項を採用する。
 - a) 仕向け先が納税者である時は、州間税率。
 - b) 仕向け先が納税者でない時は、州内税率。
- 8) 前項の“a”号の場合、州間及び州内の税率の差に相当する税は、仕向け先の所在州に属する。
- 9) 下記に対しても課税する。
 - a) 消費又は事業の固定資産に仕向けた物に関する時においても、外国から輸入した商品、さらに、外国において給付された役務に関して。但し、税は、商品又は役務の仕向け先の事業の所在州に属するものとする。
 - b) 商品が、市の課税権限に含まれない役務によって供給されている時、取引の総額に関して。
- 10) 下記には課税しない。
 - a) 工業製品を外国に仕向ける取引。但し、補足法に定める半成品は例外とする。
 - b) 他州へ、石油から加工した潤滑油、液体及びガス燃料を含む石油並びに電力を仕向ける取引に関して。
 - c) 153条の§5. に規定した場合において、金に関して。
- 11) 納税者間で工業生産又は販売に仕向けられた生産物に関して行われた取引が、2つの税の発生事実を形成する時、工業製品に関する税の総額は、計算の基礎に含まない。
- 12) 下記のものは、補足法に属する。
 - a) その納税者を決定すること。

- b) 租税の代替について定めること。
- c) 税の相殺の制度について規律すること。
- d) 徴収の効力と責任ある事業所の決定の効力のため、商品の流通に関する取引の場所及び役務の給付の場所を決定する。
- e) 外国への輸出において、役務及び10) “a”に言う以外の生産物を課税から除外する。
- f) 他州への送出し及び外国への輸出に関して役務及び商品の金融の維持の場合を予見する。
- g) 州及び連邦直轄区の決定を通じて、免税、税制奨励及び恩典が、いかにして支給され、取消されるかの形態を規制する。

§ 3. 本条の主文の I の “b” 及び153条の I, II, 及び156条の III に言う税を例外として、我が国の他のいかなる税も、電力、液体燃料、ガス燃料、潤滑油及び鉱物に課税されない。

第V節：市 税

第156条：市には、下記のものに課税する権限が属する。

- I：都市の建物及び土地の所有。
- II：天然又は定着による不動産の、各種名目による負担付の行為による生存者間の移転及び担保物権を除く不動産の上の物権の移転、さらには、その取得の権利の譲渡。
- III：軽油を除く液体及びガス燃料の小売。
- IV：補足法に規定した第155条の I “b” に含まれない各種の役務。

§ 1. I に言う税は、市法の範囲において、所有の社会的機能の履行を確保する形式で、累進制とすることが出来る。

§ 2. II に定めた税は、

- 1) 資本払込において法人の財産に組入れられた物及び権利の移転及び法人の新設又は吸収による合併、分割、あるいは、消滅による物又は権利の移転に対しても課せられない。ただし、これらの場合においては、取得者の主たる業務が、これらの物及び権利の売買、不動産の賃貸、又は、商事賃貸（リース）である時を除く。
- 2) 財産の所在の市に権限が属する。

§ 3. III に規定した税は、同じ取引に関する第155条の I の “b” に規定した州税の課税を排除しないものとする。

§4. 下記のもは、補足法に権限が属する。

- 1) III及びIVに規定した税の最高率を定める。
- 2) IVに規定した課税から外国向けの役務の輸出を除外すること。

第VI節：租税収入の配分

第157条：下記のもは、州及び連邦直轄区に属する。

- I：州及びその設立、維持している独立団体及び財団により、名目のいかんを問わず支払われた収益に関し、源泉で課せられる所得及び利得の連邦税の徴税高。
- II：第154条のIにより与えられた権限を行使して連邦が制定した徴税高の20%。

第158条：下記のもは、市に属する。

- I：市およびその設立、維持している独立団体、財団により、名目のいかんを問わず支払われた収益に関し、源泉で課せられる所得及び利得の連邦税の徴収高。
- II：市に所在の不動産に関連して、農地所有に対する連邦税の徴収の結果の50%。
- III：市の管内で許可された自動車の所有に対する州税の徴収高の50%。
- IV：商品流通関連取引及び州間、市間運送並びに通信の役務給付に対して課す州税高の25%

単項：IVに言う、市に属する税収の部分は、下記の基準により、貸記されるものとする。

- 1) 市の管内において実現した商品流通関連の取引及び役務の給付において付加された部分において、少なくとも、4分の3。
- 2) 州法（連邦直轄領の場合は連邦法）の定める所に従って4分の1まで。

第159条：連邦は、下記のもを交付する。

- I：下記各号の形式において、各種所得、利得に関する税及び工業製品税の徴収高の47%。
 - a) 州連邦直轄区交付基金に対して21.5%。
 - b) 市交付基金に対して22.5%。
 - c) 法律の定める形式において、地域開発計画に従い、地域的性格の金融機関を通じて、北部、東北部、中西部の生産部門に対する投資計画に投与するため、3%。但し、東北部の半荒地に対して、地域に割当てた資金の半分が保障されるものとする。
- II：州、連邦直轄区の工業製品の輸出高に比例して、その工業製品徴収高から10%をこれら州、直轄区に対して。

§ 1. I項に定めた所に従い行われるべき交付高の計算の実行に関しては、157条のI、158条のIの規定の範囲で、州、連邦直轄区及び市に属する各種の所得、利得税の徴収の部分を除くものとする。

§ 2. 何れの連邦構成単位に対しても、II項に言う総額の20%を超える部分を振向けることがないものとし、もし、超過のあった時は、そこに定めた分割の基準を上記の項に関して維持し、他の参加者の間で分配しなくてはならない。

§ 3. 州は、管内の市に対して、第158条のI、IIに規定した基準を守り、II項の範囲で受領する資金の25%を交付する。

第160条：本節で、州、直轄区及び市に付属させられていた資金の交付及び使用に、留保又は何等かの制限を付してはならない。上記資金は、税関連の付加金、追加金を含む。

単項：禁止は連邦が、その債権支払いを資金交付の条件とする事を禁じるものではない。

第161条：補足法には、下記の権限が属するものとする。

I：第158条の単項のIに規定の目的に対する追加の額を決定する。

II：第159条に言う資金の交付に関する規範、特に、州間、市間の社会的経済的均衡を促進することを目的とする第I項に定める基金の分配基準についての規範を定める。

III：第157条、158条、159条に定めた割当ての計算及び交付金参加の拘束解除の、受益者による監視について規定する。

単項：連邦会計検査院は、第II項に言う参加基金に関する割当ての計算を行う。

第162条：連邦、州、連邦直轄区及び市は、徴税の翌月の最後の日までに、税毎の徴収高、受領の資金、交付及び未交付の税を源泉とする額並びに配分の基準の数値的な表現を一般に公表するものとする。

第II章：公共財政

第I節：一般規則

第163条：補足法は下記について定める。

I：公共財政。

II：独立団体、財団及び他の公権力の統制する団体のものを含む内外公債。

III：公共団体による保証の供与。

IV：公債の発行と償却。

V：金融機関の監督。

VI：連邦，州，連邦直轄区及び市の機関および団体の行う為替取引。

VII：地域開発向け公的金融機関の運営上の性格と条件を完全に保障された連邦金融の公的諸機関の諸機能の矛盾解消。

第164条：通貨を発行する連邦の権限は，もっぱら，ブラジル中央銀行が行使する。

§1. 中央銀行は，直接又は間接に，国庫及びいかなる金融機関でもない機関又は団体に，貸付を行うことを禁止される。

§2. 中央銀行は，通貨の供給まかは金利を制御する目的で，国庫の発行する証券を売買できる。

§3. 連邦の金庫の可利用資金は，中央銀行に預託されるものとし，州，連邦直轄区，市並びに公権力の機関又は団体及びその統制する企業の可利用資金は，法に規定する時を除き，公立の金融機関に預託される。

第II節：予 算

第165条：行政府の提案する法律は，下記のを制定する。

I：多年間計画。

II：予算編成方針。

III：連邦年間予算。

§1. 多年間計画を制定する法律は，地域化した形で，資本費用及び資本費用に由来するその他の費用及び継続計画に関する費用に対する公共行政の指針，目的及び目標を確立する。

§2. 予算編成方針法は，翌財政年度のための連邦公共行政の目標及び優先順位を定め，年間予算の作成に指針を与え，税法に於ける変更について定め，公立開発金融機関の投融资政策を定める。

§3. 行政府は，各2か月が終了後予算執行の要約報告を公開する。

§4. この憲法に定める国家，地域及び部門計画及び実施計画は，多年間計画都調和して作成され，国会により審議される。

§5. 年間予算法は，下記のを包含する。

1) 連邦の諸権力，その基金，機関，直接，間接の行政団体（公権力の設立と維持による財団を含む）に関連の財政予算。

2) 連邦が，会社の議決権を有する資本の過半数を，直接，間接に保有している企業の投資予算。

3) 社会保険の予算。これに拘束される，直接，間接行政の，全ての団体及び

機関、並びに、公権力により設立、維持される基金及び財団を包含するもの。

§6. 予算法案は、免税、税恩赦、猶予、補助金及び財政的、税制的及び金融的恩恵から生じる収支に関する影響の地域別の説明文書を添附する。

§7. 本条の§5. の1)及び2)に規定し、多年間計画と調和した予算は、その諸機能の中で、人口基準に従い、地域格差を緩和する機能を有するものとする。

§8. 年間予算は、法律の規定に従い、たとえ、収入の前受けによっても、収入の予測及び支出の決定と無関係の規定を含まないものとする。この禁止には、補助的な融資の開設、及び信用取引の契約締結は含まれないものとする。

§9. 補足法には、下記の権限が属する。

- 1) 多年間計画、予算編成方針法、及び年次予算法の財政年度、効力、期間、作成及び組織について定める。
- 2) 直接、間接の財政及び財産管理の規範並びに基金の制度及び機能のための条件を確立する。

第166条：多年間計画、予算編成方針、年次予算及び追加融資に関連の法案は、国会の両院により、共通の内部規則に従い、審査されるものとする。

§1. 上院議員、下院議員の混合常設委員会には、下記の権限が属する。

- 1) 本条に言う法案、毎年共和国大統領が提出する会計報告を審議して意見を述べる。
- 2) この憲法に定められてある国家、地域、部門の計画及び実施計画を調査して意見を述べ、さらに、予算の監督及び検査を行う。この監督、検査は、第58条に従って創設された国会の他の委員会及びその議員の委員会の活動を阻害するものではない。

§2. 修正は、混合委員会に提出される。この委員会が、修正案に意見をのべた後、内部規則に従い、国会の両院が審議を行うものとする。

§3. 年度予算法案に対する修正案又は法案を変更しようとする法案は、下記の場合に限り承認することが出来る。

- 1) 多年間計画及び予算編成方針法と両立可能なこと。
- 2) 必要な資金を示すこと。ただし、下記のものを除いて、支出の取消しにより得るもののみが認められるものとする。
 - a) 人及びその任務に対する割当て。
 - b) 債務関連の役務。
 - c) 州、市及び連邦直轄区に対する憲法上の税の移転。

3) 下記関連のものであること。

a) 誤謬、脱漏の訂正。

b) 法案の本文の規定。

§ 4. 予算編成方針法案に対する修正は、多年間計画と両立しない時は、承認されないものとする。

§ 5. 共和国大統領は、本条に言う法案の修正を提案するため、国会に教書を送ることが出来る。但し、修正を提案した部分が、混合委員会において、投票に付されていない内であることを条件とする。

§ 6. 多年間計画、予算編成方針及び年度予算の法案は、第165条の§ 9. に言う補足法の規定にしたがって、共和国大統領によって、国会に提出される。

§ 7. 本条に言う法案に対しては、本節の他の規定に反しない限り、立法手続き関連の他の規範を適用するものとする。

§ 8. 年度予算の拒否、修正、否決に関連の資金で対応の支出を欠いて残存しているものは場合に従い、事前かつ特定の許可を得て、特別融資又は補助融資を通じて使用することが出来る。

第167条：下記の事項は禁止する。

I：予算に含まれない実施計画開始と計画立案。

II：予算の融資又は追加融資を超える支出又は直接債務の事項の実現。

III：資本的支出の額を超える与信の取引の実行。但し、絶対多数により立法議会の承認を得た明白な目的を有する補足又は特別信用により認可されたものは留保する。

IV：租税収入の機関、基金又は支出への拘束。但し、第158条及び159条に言う税の徴収高の分配、第212条により決定されたように教育の維持と発展のための資金の振向け、及び、第165条の§ 8. に規定した収入の先取りによる与信の取引に対する保証の供与は除く。

V：立法府の事前の許可及び対応の資金の指示なき、補足又は特別の信用の開設。

VI：立法府の事前の許可無き、一種の計画から他種の計画、一機関から他機関への資金の置換え、操作又は移転。

VII：無制限の信用の授与又は使用。

VIII：第165条の§ 5. に言うものを含めた企業、団体、財団の必要分を供給し、不足分を補うため、財政予算及び社会保険の資金を立法府の特別の許可なく使用すること。

IX：種類のいかんを問わず、立法府の事前の許可なく基金を設置すること。

§1. 執行が1財政年度を超える投資は、いかなるものも、あらかじめ多年間計画に包含することなく、あるいは、この包含を許可する法律なくては開始出来ない。これに反する時は、刑事の責任を負わなくてはならない。

§2. 特別信用、臨時信用は、その許可される財政年度において有効である。ただし、許可の命令が、当該年度の最後の4か月に宣言された時は例外として、その場合には、残高の範囲における再開設は、翌財政年度の予算に編入されるものとする。

§3. 臨時信用の開設は、第62条の規定を守り、戦争、国内動乱又は公共災害の結果の如く、予期せず、かつ、緊急の支出に対応するためにのみ、認められるものとする。

第168条：補足及び特別の信用を含む、立法府、司法府及び検察庁の機関に向けられた予算の割当てに対応する金高は、第165条の§9. に言う補足法に従って各月の20日までに交付しなくてはならない。

第169条：連邦、州、連邦直轄区、市の現職及び休職の職員の人件費は、補足法に定めた制限を超えることは出来ない。

単項：何らかの恩典又は報酬の増加の許与、職の創設又は職歴の構造の変更、さらには、公権力によって創設し、維持される財団を含む機関及び直接、間接の行政団体により、名目のいかに問わず行われる職員の採用は、下記の場合に限り、行うことが出来る。

I：人件費の見込み及び採用に由来する追加費用を充足するに十分な予算の割当てが有る時。

II：公社及び官民混合会社を除き、予算編成方針法に特定の許可がある時。

第VII編：経済及び金融秩序

第I章：経済活動の一般原則

第170条：経済秩序は、人間の労働の尊重と、自由な創意に基き、下記の原則を守り、社会正義の規範に従い、すべての者に、その尊厳に相応しい生活を保障することを目的とする。

I：国家主権。

II：私的所有。

III：所有の社会的役割。

- IV：自由競争。
- V：消費者の保護。
- VI：環境の保護。
- VII：地域的、社会的不平等の是正。
- VIII：完全雇用の追求。
- IX：小規模民族資本のブラジル企業に対する優遇措置。

単項：法律に規定する場合を除き、公共機関の許可とは関係なく、全ての者に対して、いかなる経済活動の自由な実行をも保障する。

第171条：下記のごとく考える。

- I：ブラジル法に基づき設立され、本店と経営が国内にある企業をブラジル企業とみなす。
- II：資本の実質的支配が国内に居住する自然人又は国内公法団体の直接、間接の名義の下に、恒常的性格で存する企業を民族資本ブラジル企業とみなす。ここに、企業の実質的支配とは、議決権を有する資本の過半数の名義を所有し、かつ、事実上又は権利上、企業活動を管理する決定権を行使することと解する。

§1. 法は、民族資本ブラジル企業に関し、以下のことが出来る。

- 1) 国防上戦略的とみなされる活動又は国の開発に不可欠とみなされている活動を推進するための一時的な特別の保護及び恩典を譲許すること。
- 2) 一部門が、民族技術開発のために不可欠と考える時は、常に、他の条件及び要求に先立ち、下記のを確立する。
 - a) 1文のIIに言う支配が企業の技術活動に延長されなくてはならないという要求。技術開発又は吸収のための決定権の、事実上及び権利上の行使は、以上のように解されるものとする。
 - b) 国内に居住する自然人又は国内公法団体の、資本における参加比率。

§2. 物及び役務の買入れにおいて、公権力は、法の規定に従い、民族資本ブラジル企業に対して、優先的取扱いを与えるものとする。

第172条：法律は、国の利益に基づき、外国の投資を規制し、再投資を奨励し、利益の送金に規則を定めるものとする。

第173条：この憲法に留保のある時を除いて、国家による経済活動の直接の起業は法律の定める所に従い、国の安全の必要に不可欠の時、又は、集団の著しい利益に不可欠の時に限り許されるものとする。

§1. 公社、官民合同会社及び経済活動を行うその他の団体は、労働法上の義務、税法上の義務を含め、民間企業に特有の法律制度に従うものとする。

§ 2. 公社及び官民合同会社は、民間部門の企業に及ばない税制上の特権を享受出来ないものとする。

§ 3. 法律は、公社と国家及び社会との関係の規則を定めるものとする。

§ 4. 法律は、市場の支配、競争の排除及び利益の恣意的な増加を目的とする経済力の乱用を抑圧する。

§ 5. 法律は、法人の幹部の個人的責任を妨げることなく、この法人の責任を確立するものとし、経済及び金融秩序並びに民衆経済に敵対する行為において、企業の性質と矛盾しない刑罰に付されるものとする。

第174条：経済的活動の規範的及び規制の機関として、国家は、法律に従い、監督、奨励及び計画の職務を行うものとする。但し、計画は、公共部門に対しては決定的、民間部門に対しては指示的であるものとする。

§ 1. 法律は、均衡のとれた国家開発計画の指針及び基準を定めるものとする。

この計画は、国家開発計画と地域開発計画を合併し、両立せしめるものとする。

§ 2. 法律は、協同組合活動及びその他の形態の組合活動を支持し、奨励するものとする。

§ 3. 国家は、環境の保護及び鉱物採取人の経済社会的な向上を考慮して、協同組合による鉱物採取活動の組織を奨励する。

§ 4. 前項に言う協同組合は、活動地域における採掘可能な鉱物資源及び鉱床の調査及び採掘のための認可又は特許並びに第21条のX X Vに従って定めた開発において、優先権を有するものとする。

第175条：法律に従い、直接又は特許若しくは許可の制度の下に、必ず競札により、公共役務の給付を行う権限は、公権力に属する。

単項：法律は、下記について定めるものとする。

I：公共役務の特許制又は許可制の企業制度、契約と延長の特殊な性格、並びに、特許又は許可の失効、監督、取消しの条件。

II：利用者の権利。

III：料金政策。

IV：十分な役務を維持する義務。

第176条：採掘中か否かに関わらず、鉱床及びその他の鉱物資源並びに潜在水力資源は、開発と利用に関し、土地の所有とは別個の所有を構成するものとし、連邦に属し、採掘の生産物の所有が、特許権者に保障されるものとする。

§ 1. 本条の主文に言う鉱物資源の調査及び採掘並びに潜在力の利用は、国の利

益のため、ブラジル人又は民族資本ブラジル企業により、上記活動が国境遅滞又は原住民居住地区においてなされる時は、特殊な条件を設定する法律に従って、連邦の認可又は特許を通じてのみ行うことが出来る。

- § 2. 土地の所有者に対しては、法律の定める形態と価額において、採掘の利益に参加することを保障される。
- § 3. 調査の認可は必ず一定期間のものとし、かつ、本条の規定した認可又は特許は、譲許した権力の事前の同意がなければ、全部又は一部を譲渡又は移転することは出来ないものとする。
- § 4. 低能力の再生可能なエネルギーの潜在力の利用は認可又は特許によらないものとする。

第177条：下記ものは連邦の独占を構成する。

- I：石油及び天然ガス並びにその他の液体炭化水素の鉱床の調査と採掘。
- II：国産又は外国産の石油の精製。
- III：前諸項に定めた活動の結果たる生産物及び基本製品の輸出入。
- IV：国産の原油又は国産の石油製品燃料の海上輸送、並びに、産地の何れかを問わず原油、その製品及び天然ガスの管による輸送。
- V：核鉱石及び鉱物並びにその加工品の調査、採掘、濃縮、再処理、製品化及び売買。

§ 1. 本条に規定した独占は、そこに述べた活動から生じた危険及び結果を含むものとし、第20条の§ 1. の規定を除き、石油又は天然ガスの鉱床の開発において、現物又は価額における、いかなる種類の配分も、連邦が譲渡し又は授与することを禁じる。

§ 2. 法律は、国の領域において放射性物質の輸送及び利用について定める。

第178条：下記の事項は法律で定める。

- I：航空、海上及び陸上輸送の整備。
- II：自国船舶艦装者及びブラジル国籍でかつブラジルで登録の船舶の優先、並びに、輸出国又は輸入国の優先について定める。
- III：ばら積み輸送。
- IV：漁船及びその他の船舶の利用。

§ 1. 国際運送の調整は連邦が締結した協定を順守し、相互主義の原則に従って行う。

§ 2. ブラジル国籍船の船舶艦装者、所有者、船長及び少なくとも乗組員の3分の2は、ブラジル人とする。

§3. 沿岸、内水の航行は、ブラジル国籍船の特権とする。ただし、法律の規定に従い、公の必要がある時は例外とする。

第179条：連邦、州、連邦直轄区及び市は、法律に定める零細企業、小企業に対し、行政上、税制上、社会保険上及び信用上の義務の簡易化により、又は、法律的手段によるこれらの撤廃又は緩和により、これら企業を助成することを目的に、差別的措置を免除することが出来る。

第180条：連邦、州、連邦直轄区及び市は社会的及び経済的發展の要因として、観光を推進、奨励するものとする。

第181条：外国の行政又は司法の官憲からなされた商業的性格の文書又は情報の請求を満たすためには、国内に居住の自然人又は法人は権限ある官憲の許可を得なくてはならない。

第II章：都 市 政 策

第182条：市の公権力によって執行される都市開発政策は、法定の一般的指針に従い、都市の社会的機能の円満な開発を整備し、その住民の福祉を保障することを目的とする。

§1. 人口2万人を超える市に義務付けられ、市会によって承認された指導計画は、都市發展の基本的手段である。

§2. 都市の所有地は、指導計画に表現された市の整備の基本的要求を満足する時、その社会的機能を履行するものとする。

§3. 都市の不動産の収用は、現金による事前の正当な補償により行われるものとする。

§4. 市の公権力は、指導計画に包含されている地域の特別法により、連邦法の範囲で、無建築物、低利用又は無利用の都市の土地の所有者に、十分な土地の利用を推進することを要求し、容れられない時は、順次、下記の罰を行う権限を有する。

1) 強制分割又は建造。

2) 時間とともに累進する建物税、都市土地税。

3) 連邦上院が事前に発行を承認した公債の支払いによる収用。この公債は、10年までの償還期限を有する、均等又は累進の年賦償還で補償の実質額及び法定利子を保障するものとする。

第183条：250平方メートルまでの都市の土地を自己のものとして、5年間、中断及び

異議なく、占有し、自己の住居又は家族のために使用している者は、他の都市又は農業不動産の所有者でないことを条件に、土地の所有を取得する。

- §1. 所有の権限及び使用の許可は、婚姻関係のいかんにかかわらず、男又は女あるいは双方に与えられる。
- §2. この権利は、1回を超えて、同じ所有者に対して認められることはないものとする。
- §3. 公有不動産は、取得時効により、取得されないものとする。

第三章：農業政策並びに農地及び農地改革政策

第184条：発行の第2年目から20年までの期間において償還され、実質価額の維持の条項を有する農業債権の事前かつ正当の補償により、社会的機能を果たしていない農業不動産を、農地改革の目的で、社会的利益を理由として収用する権限は、連邦に属し、その利用は法律に定める。

- §1. 有用かつ必要な改良は、現金で補償されるものとする。
- §2. 連邦は、不動産を、農地改革の目的で、社会的利益のためのものと宣言する政令により、収用の訴訟を提起することが出来る。
- §3. 収用の法的手続きに関して、簡易手続きによる、反訴の特別手続きを定める権限は、補足法に属する。
- §4. 予算は、毎年、農業債権の総額、並びに、当年度の農地改革実施計画に充てるための資金の総額を定める。
- §5. 収用不動産を農地改革のために、移転する取引は、連邦、州、市の税を免除される。

第185条：下記の農地は、農地改革のための収用にはなじまないものとする。

I：法律で定めるところに従う中小農地。ただし、所有者が他に農地を有していないことを条件とする。

II：生産的な土地。

単項：生産的な土地に対しては、法は特別の取扱を保障し、その社会的機能に関連の要求を履行するための規範を定める。

第186条：社会的機能は、農業所有地が、法律で確立した基準と要求の程度に従い、下記の要求を、同時に充足する時、達成されるものとする。

I：合理的かつ十分な利用。

II：可利用天然資源の十分な利用及び環境の保護。

Ⅲ：労働関係規制の法規の順守。

Ⅳ：所有者と労働者の福祉を増進する起業。

第187条：農業政策は、法律に従い、農業生産者と労働者を含む生産部門の実効的な参加を得、さらに、商業部門、倉庫部門及び運送部門の参加を得、特に、下記に留意して計画、執行されるものとする。

I：金融及び税制の手段。

II：生産費用に見合う価格及び販売の保障。

III：研究及び技術に対する奨励措置。

IV：技術援助と農村への普及。

V：農業保険。

VI：協同組合運動。

VII：農村電化及びかんがい。

VIII：農村労働者の住宅。

§1. 農業計画の中には、農産工業、農畜産業、水産業及び林業が包含されるものとする。

§2. 農業政策と農地改革は、両立させなくてはならない。

第188条：公有かつ未使用の土地の用途は、農業政策と、農地改革国家政策と両立させられるものとする。

§1. 名目のいかんを問わず、2500平方メートルを超える公有地の自然人または法人に対する譲渡は、これらの者が偽装に過ぎない時を含めて、国会の事前の承認によらなくてはならない。

§2. 前項の規定から、農地改革目的の公有地の譲渡は除外される。

第189条：農地改革による農業不動産の分配の受益者は、10年の期間譲渡不能な所有又は用益の権利書を受領するものとする。

単項：所有権又は用益権の証書は、法律に定める条件において、婚姻の状態とは無関係に男子又は女子、あるいは、その両者に与えられるものとする。

第190条：法律は、外国の自然人又は法人による農業不動産の取得を規制、制限し、さらに、国会の認可を要する場合を規定する。

第191条：農村又は都市の不動産の所有者ではなく、50ヘクタールを超えない土地を、農村地帯に、異議を受けることなく、5年間継続して占有し、自己と家族の労働で、土地を生産的な土地に変え、その上に住居を有している者は、所有権を取得する。

第IV章：国家金融制度

第192条：国家金融制度は、国の均衡のとれた開発を促進し、共同体の利益に奉仕する形態で組織され、補足法において規制される。この補足法は、下記の事項を含めて規定するものとする。

I：公立、民間の銀行機関に対して、銀行金融市場へ参加を保障する金融機関活動に関する認可。ただし、これらの機関に対しては、本項にいう認可に規定のない活動への参加は禁止されるものとする。

II：保険、保障及び投資並びに、公的監督機関及び公的再保険機関の事業の認可及び機能。

III：特に、下記に基く、前諸号に言う機関における外国資本の参加の条件。

a) 国の利益。

b) 国際協定。

IV：中央銀行ならびにその他の公立、民間の金融機関の組織、機能及び権限。

V：中央銀行及びその他の金融機関の理事会の成員の指名に対する条件、並びに、職執行後の禁止事項。

VI：連邦の資金の参加を禁じ、一定額までの債権、投資及び預金を保証し、民衆経済の保護の目的を有する投資基金又は保険の創設。

VII：全国平均より低い所得を有する地域の貯蓄の、他の先進開発地域に対する移転を制限する基準。

VIII：信用組合の機能並びに金融機関に固有の活動可能性と構造の条件を有するための要求。

§1. I及びIIに言う認可は、取引の対象とならず、移転不可能とする。但し、名義人である法人の支配権を、役員が専門的能力と廉潔の声望を得ており、事業に相応の経済力のあることを証明する法人に対して、国家金融制度に関する法律に従い、負担なしで、譲渡することは許可されるものとする。

§2. 連邦の責任であり、地域的性格の計画に関連の融資資金は、連邦の地域機関に預託され、この機関によって、運用されるものとする。

§3. 信用供与直接、間接に関連の手数料その他の各種報酬を含む実質金利は、年間12%を超えることが出来ないものとし、この制限を超える徴収は、高利の犯罪とみなされ、その形態のいかんを問わず、法律の規定する形態で、処罰されるものとする。

第Ⅷ編：社会秩序

第Ⅰ章：一般的規定

第193条：社会秩序は、労働の優越性を基礎とし、福祉と社会正義を目的とする。

第Ⅱ章：社会保険

第Ⅰ節：一般規定

第194条：社会保険とは公権力及び社会の主導する諸活動の総合された集合体であり、これが、保健、社会保障及び援護に向けられたものである。

単項：法の規定に従い、下記の目的に基づいて、社会保険を組織する権限は、公権力にある。

- I：保障及び受入れの普遍性。
- II：都市住民と農村住民に対する利益と業務の一律性及び平等性。
- III：利益と役務の給付における選択性と分配性。
- IV：利益の価額の不減衰性。
- V：費用の分担の形態における平等。
- VI：財政基盤の多様化。
- VII：共同社会の参加、特に、労働者、使用者及び老齢退職年金受益者の参加を得た行政管理の民主主義的、分権的性格。

第195条：社会保険は、全社会から、直接、間接の形態で、法律に従って、連邦、州、連邦直轄区及び市の予算から得た資金と、下記の者の社会的負担から得た資金により、調達される。

- I：賃金表、売上げ及び利益に課せられる使用者。
- II：労働者。
- III：予想される交付金の受取高。

§ 1. 州、連邦直轄区及び市からの収入で、社会保険に向けられるものは、それぞれの予算に計上されるものとし、連邦の予算の一部をなすものではない。

§ 2. 社会保険の予算案は、保健、社会保障及び社会援護を担当する機関により、統合的形態で、予算編成方針法に確立された優先目標に基づき、各部門に対する資金の管理を保障して、作成される。

- § 3. 社会保険制度に債務を有する法人は、法律に定める如く、公権力と契約を締結することが出来ず、また、公権力から税制又は金融上の利益又は奨励を受けることも出来ないものとする。
- § 4. 法は、第154条のⅠの規定に従い、社会保険の維持又は拡張を保障するための上記以外の資金源を制定することが出来る。
- § 5. 社会保険のいかなる利益又は役務と言えども、全経費に対応する資金源を欠く時は、新設、増大又は包含出来ない。
- § 6. 本条に言う社会負担は、その負担を制定又は変更した法律の公示の日から90日を経過したのちでなくては要求することが出来ない。第150条のⅢの“b”の規定は上記の制定又は変更には適用しない。
- § 7. 法定の要求を満たす社会援護慈善団体は、社会保険に対する負担金を免じられるものとする。
- § 8. 農業生産者、分益農業者、小作農業者及び借地農業者、鉱物採掘人及び漁師、並びに、これらの者の配偶者で、家族経済の方式の下、常雇いの労働者を欠いて、活動している者は、生産物の売上げに一定率を乗じて社会保険の負担金を支払うものとし、法律で定める利益に当然の権利を有するものとする。

第Ⅱ節：保 健

- 第196条：健康は、全ての者の権利で、国家の義務であり、疾病又はその他の障害の危険の緩和、並びに、健康の推進、保護、回復のための活動と業務に対する一般的利用可能性と平等を目指す社会的、経済的政策により保障される。
- 第197条：保健の活動と業務は、著しく公共的なもので、法律の規定に従って、その規則制定、監督、統制について定める権限は、公権力にあり、その執行は、直接又は自然人若しくは私法人を含む第三者を通じて行わなくてはならない。
- 第198条：保健の公共活動と業務は、地域化され、階層化された組織に統合され、かつ、下記の指針に従って組織された唯一の機構を構成する。
- Ⅰ：各政庁の管轄において唯一の指揮下に行う分権。
- Ⅱ：援護業務を阻害せず、しかも、予防活動を優先して行い統合的な受け付け。
- Ⅲ：地域社会の参加。
- 単項：唯一の保健組織は、第195条に従い、連邦、州、連邦直轄区及び州の社会保険予算の資金により調達されるものとする。
- 第199条：保険援護業務は、自由な民間活動を許すものとする。

- § 1. 民間団体は、補完の形態で、単一保健機構に、この組織の指針に従い、公

法上の契約又は協約により、参加出来る。参加は、慈善団体及び非営利団体が望ましいものとする。

§ 2. 営利を目的とする民間団体に対する援助又は補助のため、公共資金を振り向けることは禁止する。

§ 3. 法律に規定する場合を除いて、国の保健援護業務における外国企業又は資本の直接又は間接の参加は禁止する。

§ 4. 法は、移植、研究及び治療の目的で人体の器官、組織及び物質の移動、並びに、血液及びその製品の採取、加工及び注入に便宜を与える条件及び要求につき定めるものとし、これらの売買は、いかなる種類のものも禁止する。

第200条：法律の規定に従い、その他の権限の他、下記の権限が単一保健機構に属するものとする。

I：保健関連の加工、製品及び物質を統制、監督し、さらに、薬品、設備、生物免疫体、血液製剤その他の物質の生産に参加すること。

II：衛生的及び疫学的監視の活動並びに労働者の保健の監視活動を執行すること。

III：保健部門の人材の形成を整備すること。

IV：基本衛生活動の政策作成及び執行に参加すること。

V：その活動分野において科学的、技術的發展を増進すること。

VI：栄養素の統制を含む食品、及び、人間が消費する飲料及び飲料水の監督、検査。

VII：精神昂揚剤、毒薬及び放射制物質の製造、運搬、保蔵及び使用の統制及び監督に参加すること。

VIII：労働環境を含む環境保護に協力すること。

第III節：社会保障

第201条：負担金による社会保障計画は、法律に従い、下記の事項に留意するものとする。

I：労働災害、老齢及び監禁の結果を含む疾病、廃疾、死亡の事故の担保。

II：低所得の被保険者の従属者の扶養の援助。

III：母性特に妊婦の保護。

IV：任意でない失業の状態にある労働者の保護。

V：§ 5. 及び第203条に従う、男女の被保険者の死亡による、配偶者又は内縁者及び被扶養者に対する年金。

§ 1. 何人も、社会保障計画の形式に従う負担により、社会保障の利益に参加す

ることが出来る。

- §2. 法律に定める基準に従い、恒常的に実質価値を保持するため、利益の調整が保障されるものとする。
- §3. 利益の計算において考慮される負担賃金は、全て、通貨価値修正を受けるものとする。
- §4. 名目のいかんを問わず、従業員の慣習的利得は、社会保障負担の効力及びその結果である利益に対する影響の効力に関し、法律に定めた場合と形式において、賃金に合算されるものとする。
- §5. 負担賃金又は被保険者の労働の報酬に代わるいかなる利益も、最低賃金より低い月額であってはならない。
- §6. 老齢退職者及び年金受益者のクリスマス・ボーナスは、各年の12月の利得額を基礎とする。
- §7. 社会保障は、追加負担により費用を支弁する補足的、選択的性格の集団保険を維持するものとする。
- §8. 営利目的の民間社会保障団体に対しては、公権力の補助金又は援助を禁止する。

第202条：法律の規定に従い、老齢退職年金を保障する。この額は、毎月通貨価値修正を行い、実質価額を維持する態様の調整の適正を証明された、最後の36月の負担賃金の平均に関して受益金を計算し、さらに、下記の条件に従ったものである。

- I：男子においては65歳、女子においては、60歳、男女両性の農村労働者及び家族経済の方式の下で活動をしている者（農業生産者、鉱物採掘者、漁師を含む）に対しては、年齢制限を5歳引下げる。
- II：男子には、35年の勤続ののち、女子には、30年の勤続ののち。健康又は身体の完全性を害すると法律で定義されている特別な条件下の労働では、さらに少ない年数の勤続ののち。
- III：教職の職務の実質勤務に関して男子教員には、30年ののち、女子の教員には、25年ののち。
 - §1. 男子30年、女子25年の勤続の後は、相当額の年金受領資格を選択することが出来る。
 - §2. 老齢退職年金の効力に関しては、社会保障の各種システムが、法定の基準に従い、財政的に相殺可能な時は、公共行政及び民間活動、農村労働と都市労働における負担金の納付の期間の相互計算が保障されるものとする。

第IV節：社会援護

第203条：社会援護は，社会保険の負担金とは無関係に，必要とする者に給与されるものとし，下記のを目的とする。

- I：家族，母性，幼児，青年及び老人に対する保護。
- II：貧困児童及び青年の保護。
- III：労働市場に対する統合の推進。
- IV：身体障害者の能力付与，又は，機能回復及びその社会生活への統合。
- V：法に基づき，自己の生計を維持する手段を有せず，また家族による支給もないことを証明する全ての身体障害者と老人に対する毎月1最低給料の福祉手当の保障。

第204条：社会援護の分野における政府活動は，第195条に定めた社会保険の予算資金，その他の資金源により，下記の基準を基礎として行われる。

- I：連邦の管轄における調整と一般的規範，州と市の管轄における調整と計画の実施，さらには，慈善社会援護団体を含む政治行政の集中排除。
- II：政策形成と全水準の行動の統制における，代表団体を通じてなされる民衆の参加。

第III章：教育 文化 スポーツ

第I節：教育

第205条：全ての者の権利で，国家と家族の義務である教育は，人間の完全な発育，公民権の行使の準備及び労働に対する能力の付与を目的として，社会の協力により推進，助成される。

第206条：教育は，下記の諸原則に基いて為されるものとする。

- I：学校のアクセスと在校の条件の平等。
- II：思想，芸術及び知識の学習，教育，研究及び普及の自由。
- III：児童教育の思想及び内容の多元性及び公立と私立の教育施設の共存。
- IV：公立施設における公教育の無償性。
- V：法律に従って，公立学校の教職員に対する職業経歴計画を保障し，職種最低賃金を有し，試験及び資格による公募によってのみ採用し，連邦の維持する全ての施設に対して唯一の法制度を保障する教職の尊重。
- VI：法律の形式に従う公教育の民主的管理。
- VII：質的な規格の保障。

第207条：大学は、教育、学術上、経営上、財政と資産の管理上、自主権を享受するものとし、教育、研究、発展の不可分性の原則を守るものとする。

第208条：教育に関する国家の義務は下記の保障により実現される。

- I：適齢に教育を受けられなかった者に対する教育を含めた基本、義務、無償の教育。
- II：中等教育に対する義務制、無償性の漸進的拡大。
- III：出来得る限り普通教育組織における障害者の専門教育的受入れ。
- IV：0歳から6歳までの児童の保育所と学齢前施設における受入れ。
- V：各人の能力による教育、研究、芸術的創造の、より高度の水準へのアクセス。
- VI：学習者の条件に適合した夜間、普通教育の提供。
- VII：教材補給計画、輸送計画、給食計画及び保健援護計画を通じて行う、基礎教育における学習受入れ。

S1. 義務無償教育へのアクセスは、公法上の主観的権利とする。

S2. 公権力による義務教育の非供与又はその違法の供与は、権限ある官憲の責任とするものとする。

S3. 公権力は、基礎教育において、学童を調査して、これを呼出し、両親と責任者とともに、通学のために努力する権限を有する。

第209条：下記の条件を満たす民間主導の教育は、自由とする。

I：国民の教育の一般的規範の履行。

II：公権力による認可と質の審査。

第210条：共通の基礎形成及び国家的及び地域的、文化的及び芸術的諸価値の尊重を保障する様、基礎教育の最小限の内容を定めるものとする。

S1. 選択科目である宗教教育は、公立基礎教育学校の通常の時間表の科目を成すものとする。

S2. 普通基礎教育は、ポルトゲスで行われる。但し、原住民の社会にはその母語の使用と特有の学習方法が保障されるものとする。

第211条：連邦、州、連邦直轄区及び市は、協力の体制の下に、教育組織を形成するものとする。

S1. 連邦は、教育の連邦及び直轄領の機構を組織し、資金を供給するものとして、さらに、州、連邦直轄領、市に対して、その教育機構の発展及び義務教育の優先的充足のために技術的、財政的な援助を供与する。

S2. 市は、優先的に、基礎教育と学齢前教育において活動する。

第212条：連邦は、毎年、税収の18%以上、州、連邦直轄区及び市は、最低25%を教

育に投与する。上記の収入には、教育の維持開発の交付金からの所得も含むものとする。

- § 1. 連邦から州、連邦直轄区及び市に移転された税収の一部、又は、州から市へ交付された税収の一部は、本条規定の計算の効力に関しては、交付主の政庁の収益とは考えないものとする。
- § 2. 本条の主文の規定の履行の効力に関しては、連邦、州、市の教育機構及び第213条に従って投与された資金を考察の対象とする。
- § 3. 公共資金の分配は、国家教育計画の規定に従って義務教育の必要の充足に優先性を保障するものとする。
- § 4. 第208条のVIIに言う給食計画及び保健援護計画は、社会負担金及びその他の予算割当てからの資金の配分を受けるものとする。
- § 5. 公立の基礎教育は追加資金源として、法律に従って、企業が納付した教育賃金の社会負担金を有するものとする。企業は、この資金から従業員とその扶養家族の基礎教育によって実現した資金投与分を差引くことが出来る。

第213条：公共資金は、公立学校に充当されるものとする。ただし、法律に定め、下記に従う、地域社会学校、宗教団体学校、慈善団体学校に振向けることも出来る。

I：非営利目的であることを証明し、財政余剰を教育に投与しようとするもの。

II：活動を閉止する場合、資産を、他の地域社会学校、慈善団体学校、宗教団体学校、あるいは、公権力に振向けることを確約しているもの。

§ 1. 本条に言う資金は、学習者の住居の所在地において、公共教育組織に空席又は学級が無く、公権力は、優先的に現地の教育組織の拡大に投資しなくてはならない時、資力の不足を示した者に対して、法律に従い、基礎又は中等教育の奨学資金に割当てることが出来る。

§ 2. 研究又は延長の大学活動は、公権力の財政的援助を得ることが出来る。

第214条：法は、種々の水準の教育の結合及び発展並びに下記各項を達成しようとする公権力の活動の統合を目的として、多年間の国家教育計画を樹立する。

I：文盲の根絶。

II：学校の受入れの普及。

III：教育水準の向上。

IV：労働能力の形成。

V：国の人文、科学、技術の推進。

第Ⅱ節：文 化

第215条：国家は文化的諸権利の完全な行使と国の文化の源泉に対する到達を保障し、文化的表現の尊重と普及を支援し、奨励するものとする。

§ 1. 国家は、民衆文化、原住民文化、アフロ・ブラジル文化及び国の文化の発展に参加したその他の集団の文化の表現を保護するものとする。

§ 2. 法は、国の異なる民族的部分に重要な意味を有する記念日の決定に関して規定するものとする。

第216条：物質的、非物質的性質の財で、個別的又は集団的に見て、ブラジル社会の異なる形成グループのアイデンティティ、行動、記念に関連のものを保有するものは、ブラジルの文化遺産を構成する。この中には、以下のものが含まれる。

I：表現形式。

II：創造、製作及び生活方式。

III：科学的、芸術的及び技術的創造。

IV：芸術文化的表現に向けられた作品、文書、建造物及びその他の空間。

V：歴史的、風景的、芸術的、考古学的、古生物学的、生態学的及び科学的な価値を有する都市集合及び場所。

§ 1. 公権力は、共同体の協力を得て、目録作成、登録、監視、指定保存、収用、及び、その他の注意と保存の手段により、ブラジルの文化遺産を振興し、保護する。

§ 2. 法律の規定に従い、政府の文書を管理し、これを必要とする者に対して、参照を容易にする措置をとる権限は、公権力に属する。

§ 3. 法律は文化財と文化的価値の製作及び鑑賞に奨励策を定めるものとする。

§ 4. 文化遺産の損傷と脅威は、法律に従い処罰されるものとする。

§ 5. 全ての古いキロンボの歴史的記念物を保持している書類及び区域は、保存されるものとする。

第Ⅲ節：ス ポ ー ツ

第217条：下記の条項を守り、各人の権利として、公式、非公式のスポーツの実行を助成する権限は、公権力にある。

I：組織と活動に関するスポーツの指導的団体及び協会の自主権。

II：教育スポーツの優先的振興に対する公共資金の割当てと、特殊な場合における高収益のスポーツに対する公共資金の割当て。

III：プロフェッショナル・スポーツと、アマチュア・スポーツに対する異なる取扱

い。

IV：我が国で設置されたスポーツ行事に対する保護と助成。

§ 1. 司法府は、法律に規定する、スポーツ事項の審判の終了しない内は、規律及びスポーツ競技に関連の訴訟を認めないものとする。

§ 2. スポーツ裁判は、手続きの開始後、最終決定まで、最高60日の期間を有するものとする。

§ 3. 公権力は、社会振興の形態としてレジャーを奨励するものとする。

第IV章：科学及び技術

第218条：国家は、科学の発展、研究、技術的能力の取得を推進し、奨励するものとする。

§ 1. 基礎科学研究は、公共の福祉及び科学の進歩を目的に、国家の優先的取扱いを受けるものとする。

§ 2. 技術研究は、主として、ブラジル問題の解決と全国的及び地域的生産組織の発展のために振向けられるものとする。

§ 3. 国家は、科学、研究、技術分野の人材形成を支援し、これらの職にある者に対して、労働の特別の手段と条件を供与するものとする。

§ 4. 法は、研究、国に適した技術の創造、そのための人材の形成と向上に投資する企業、及び、従業員に対し、賃金とは別個に、その労働の生産性の結果たる経済的収益に参与を認める企業を支援し、助成する。

§ 5. 州、連邦直轄区は、その予算収益の一部を教育振興の公共団体、及び、科学技術研究に拘束せしめることが出来る。

第219条：国内市場は、国の財産の一部を成すもので、連邦法の規定に基づき、文化的、社会経済的発展、住民の福祉及び国の技術的自立を可能ならしめる態様で助成されるものとする。

第V章：社会通報

第220条：形式の何れかを問わず、思想、創造、表現及び情報の発表、その過程及び媒体は、この憲法の規定を守り、いかなる制約もこうむらないものとする。

§ 1. いかなる法律も、第5条のIV、V、X、XⅢ及びXⅣの規定を守り、何れの媒体においても、報道の完全な自由に対して、障害をもうけることのある条項

を含んではならない。

§2. 政治的、イデオロギー的及び芸術的性質の検閲は、いかなるものも禁止する。

§3. 下記の事項は、連邦法の権限に属する。

1) 公衆娯楽及び見世物を規制する。これらのものの性格、勸奨すべきでない年齢帯、公開が不適當な場所と時間について情報を与える権限は、公権力に属する。

2) 第221条の規定に反するラジオ、テレビジョンの番組及び番組編成並びに健康及び環境に有害な製品、習慣及びサービスの宣伝からの防衛の可能性を人及び家族に保障する法律的手段を確立する。

§4. 煙草、アルコール飲料、農薬、薬品及び治療法の商業宣伝は、前項のⅡに従って、法規制に服するものとし、必要な時は、何時でも、使用から来る害についての警告を含めるものとする。

§5. 社会通報手段は、直接又は間接に、独占、寡占の目的となってはならない。

§6. 印刷の通報手段の出版は、官憲の許可を必要としないものとする。

第221条：ラジオ、テレビジョン放送の制作及び番組編成は、下記の原則を満たすものとする。

I：教育、芸術、文化、情報の目的に対する優先。

Ⅱ：国民的及び地域的文化の振興、一般公開を目標とする独立作品の助成。

Ⅲ：法律で確立した率に従う、文化、芸術及び報道番組の制作の地域化。

Ⅳ：人及び家族の道義的、社会的価値の尊重。

第222条：新聞企業、ラジオ放送業、音声及び映像の放送企業の所有は、生来のブラジル人及び10年前に帰化したブラジル人の専権であり、このブラジル人に、経営と知的指導の責任が存するものとする。

§1. 新聞又は放送企業の会社資本に対する法人の資本参加は禁じられるものとする。ただし、政党、及び、資本が独占的にかつ記名式で、ブラジル人に属する社団の場合を除くものとする。

§2. 前項に言う参加は、無議決権資本を通じて行われる時のみ、有効とし、さらに、会社資本の30%を超えることはできないものとする。

第223条：音声放送及び音声と映像の放送の特許、許可、認可の譲許及び更新の権限は、民間、公立、国家の組織の補完の原則を守って、行政府に属するものとする。

§1. 国会は、メッセージを受領後64条§2、§4の期限において、上記の命令を

審査するものとする。

§ 2. 特許又は許可の更新の拒否は、記名投票により国会の5分の2の承認を得なくてはならないものとする。

§ 3. 譲許又は更新の命令は、前項の形式に従う国会の決議の後でなくては法的な効力を有しないものとする。

§ 4. 期限前の、特許又は許可の取消しは裁判所の決定による。

§ 5. 特許の期間は、ラジオの場合は10年間、テレビジョンの場合は、15年間とする。

第224条：この章の規定の効力に関して、国会は、補助機関として、法律に従い、社会通報審議会を制定する。

第VI章：環 境

第225条：全ての者は民衆の共有財産であり、質的に健康な生活に不可欠の、生態学的に均衡のとれた環境に対する権利を有しており、公権力と共同体には、これを保護し、現在及び将来の世代のために保存する義務が課せられる。

§ 1. この権利の実現を保障するため、公権力は、下記の任務を負うものとする。

- 1) 生態的過程の保全と回復、及び、種と生態系の生態学的管理の実施。
- 2) 国の遺伝子財産の多様性と統一性の保存、及び、遺伝物質の研究及び操作を行っている団体の監督。
- 3) 連邦構成単位の全てにおいて、特に保護されるべき地域及びその要素を決定する。この停止又は変更は、法によってのみ許されるものとし、保護の理由となった属性の統合性を制約するいかなるものの使用もこれを禁じる。
- 4) 環境の大幅な劣悪化の潜在的原因となる工事又は活動の実施に対して、環境インパクト事前調査を要求し、これを発表する。
- 5) 環境と生活の質に対して危険な技術、方法、物質の生産、販売、使用を統制する。
- 6) 教育の全段階における環境教育推進並びに公衆の環境保護の認識促進を実施する。
- 7) 動植物を保護し、法の規定に従い、これらのものの生態的機能を危険に追いやり、絶滅の危険にさらし、動物の残酷な取扱いをもたらす行為を禁止する。

- §2. 鉱物資源の採掘を行う者は、法律の規定に従い、権限ある公的機関が要求する技術的解決に従って、劣悪化した環境を回復する義務がある。
- §3. 違法とみなされる行為又は活動で、環境に損傷を与えた自然人又は法人の違反者は、その結果たる損害を補修する義務とは別個に、刑事又は行政上の制裁に処せられるものとする。
- §4. アマゾン森林、大西洋森林、海岸山脈、マット・グロッソ・パンタナル、コステイラ地域は、国家資産であって、その利用は、法律に従い、天然資源の利用に関するものを含め、環境保護を保障する条件内で行わなくてはならない。
- §5. 未使用地又は自然の生態系の保護のため必要な境界の決定の訴訟で州が接収した土地は、利用不可能な土地とする。
- §6. 核反応炉で運転する発電所の立地は、連邦法において決定された場所とし、連邦法を欠いては、設置が不可能なものとする。

第七章：家族，児童，青年，老人

第226条：家族は、社会の基礎であって、国家の特別の保護を受ける。

- §1. 結婚は民事の事項であって、その挙行は無償とする。
- §2. 宗教上の結婚は、法律の範囲内で、民事の効力を有する。
- §3. 国家の保護の効力に関しては男女の安定した結合は家族団体として認められ、法は、結婚への転換に便宜を与えなくてはならない。
- §4. 両親の何れかと、その卑属とで形成する共同体も、家族団体とみなされる。
- §5. 婚姻団体に関連の権利と義務は、男、又は女により、平等に行使される。
- §6. 民事の結婚は、法律に明示する場合においては、1年を超える裁判上の別居ののち、事実上の別居が証される時は、2年を超えれば、離婚により解消することができる。
- §7. 人間の尊厳の原則及び責任ある親権の原則に基いて、家族計画は、夫婦の自由な決定によるものとし、国家には、この権利の実行のための教育、科学的手段を供する権限が属するのみとし、公私の団体の側よりする一切の強制は禁止される。
- §8. 国家は、家族を構成する各員の人間における家族援助を保障し、家族関係の中での暴力を抑圧する組織を設置する。

第227条：児童と青年に対し、絶対的な優先性をもって、生活、健康、食事、教育、レジャー、職業教育、文化、尊厳、尊敬、自由及び家族と社会との共同生活を保障し、全ての形態の放棄、差別、搾取、暴力、残酷及び圧迫から救出するのは、家族、社会及び国家の義務である。

§ 1. 国家は、下記の基準に従って、政府外の団体の参加をも得て、児童及び青年の保健に対する総合的援助計画を進める。

- 1) 母子援護における保健向けの公共資金の割合の適用。
- 2) 身体、感官、精神障害者予防対応計画の設置、及び、職業訓練、共存訓練、差別及び建築物における障害の除去による社会的財産と役務へのアクセスの容易化などによる障害保持青年の社会統合計画の設置。

§ 2. 法律は、障害者のアクセスを保障するため、公共用建物、空間の建設基準、集団輸送機関の製作の基準について規定するものとする。

§ 3. 特別保護に対する権利は、下記の面を含むものとする。

- 1) 第7条のXXXIIIの規定に従う、14歳の就労最低年齢。
- 2) 社会保障及び労働法上の権利の保障。
- 3) 青年労働者の就学機会の保障。
- 4) 特定の後見の法律の定める所に従う、不法行為の帰属の完全かつ正式な認識、訴訟関係における平等、資格を有する専門家の専門的弁護などの保障。
- 5) いかなる自由剝奪の手段が適用される時も守られる、短期、特殊及び発育段階の者の特殊な条件の尊重の原則。
- 6) 保護の形式における両親死別又は遺棄の児童、青年の収容に対する司法扶助、税制恩典、補助金による公権力の助成。
- 7) 麻薬または類似の薬品に依存する児童、青年に対する特別の予防及び対応の計画。

§ 4. 法は、児童及び青年に対する性的乱行、暴力、搾取を嚴重に処罰する。

§ 5. 養子縁組は、法律に従って、公権力が参加するものとする。法は、外国人によるその実行の場合と条件を確立する。

§ 6. 子は、婚姻によって得られたと否とに関わらず、あるいは、養子縁組によるものであっても、同じ権利と、資格を有するものとし、続柄関連の差別的呼称は、全て禁止する。

§ 7. 児童、青年の権利の取扱いにおいて、第204条の規定を考慮するものとする。

第228条：18歳未満の者は、刑事の責任は無いものとし、特別法の規定に従うものと

する。

第229条：両親は、未成年の子を保護し、養育し、教育する義務を有し、成年の子は、老齢、困窮、病弱の親を援助し、保護する義務を有する。

第230条：家族、社会及び国家は、老年者を庇護し、その社会参加を保障し、その尊厳と福祉を擁護し、生存権を保障するものとする。

§1. 老年者庇護計画は、その家庭において、優先的に実施されるものとする。

§2. 65歳を超える者には、都市集団交通の無料利用が保障される。

第Ⅷ章：原 住 民

第231条：原住民に対しては、社会組織、習慣、言語、信仰、伝統、伝統的に占拠している土地に対する始原的な権利を認めるものとし、その区画設定、その全財産の保護と尊重は連邦の管轄とする。

§1. 伝統的に原住民に占拠されている土地とは、風俗、習慣及び伝統に従い、原住民が永住し、生産活動に使用し、その福祉に必要な環境資源の保護に不可欠で、物的、文化的な再生産に必要な土地とする。

§2. 伝統的に原住民によって占拠されている土地は、原住民の永続的占有に供せられ、現地の土地、川、湖の資源の排他的利用を許すものとする。

§3. 原住民の土地、水力を含む水資源の利用、鉱物資源の調査と発掘は、これによって影響を受ける共同体を聴聞した、国会の許可によってのみ、行われるものとし、法律により、発掘の利益に対する参加が原住民に対して保障される。

§4. 本条に言う土地は、譲渡不可能、処分不可能なものとし、その上の権利は、時効によって消滅しないものとする。

§5. 原住民のその土地からの移動は、国会の承認があり、住民を危機に陥らせた、災害、疾病の場合、国会の決議ののちの主権に関連の場合を除いて禁じられるものとする。上記の場合、危険が終了した後は、直ちに、帰還することが保障される。

第232条：原住民、その社会、組織は、全ての訴訟行為において検察庁を仲介して行う権利又は利益を守るための出訴の時の適法の当事者とする。

第IX章：憲法の一般規定

第233条：第7条XXIXの効力に関連して、農業使用者は、5年毎に、労働裁判所の前に、農村労働者及び組合代表の出席の下で、労働者に対する労働法上の義務を履行している旨を証明しなくてはならない。

§1. 本条に言う義務の履行が証明された時は、使用者は、上記の期間の義務から生じる負担から免じられるものとする。労働者及びその代理人が使用者の立証に同意しない時は、労働裁判所が紛争解決の権限を有するものとする。

§2. いかなる場合においても、労働者は最近5年に関して、存在すると考えられる債権を裁判上で請求する権利が留保される。

§3. 本条に言う立証は、使用者の基準に従い、5年より短い期間において行うことが出来る。

第234条：連邦は、州の新設により、休職中の職員の費用関連の負担、及び、間接行政を含む、公共行政の内外債務の負担及び償還に関する費用を引受けることを禁止されるものとする。

第235条：州の開設から10年間ににおいては下記の基本的規範が守られるものとする。

I：立法議会は、州の人口が60万人に満たない時は、17人の議員で構成されるものとし、これ以上の数で150万人未満の時は、24人で構成される。

II：州政府は、最大10局を有するものとする。

III：会計検査院は、3人の成員によって構成され、選挙された知事が、人格、知識に優れていることが証明されるブラジル人の中から任命する。

IV：司法合議裁判所は、7人の裁判官を有する。

V：最初の裁判官は、下記の態様で選出され、選挙された知事が任命する。

a) 5人は、司法裁判所判事で、35歳を超える年齢を有し、新州又は原州の地域で、現職であること。

b) 2人は検察官の中から、さらに、同じ条件で、人格、司法知識、ともに証明済みで、少なくとも10年の経歴を有している弁護士の中から、憲法で定めた手続きに従って。

VI：連邦直轄区から生じた州の場合は、5人の最初の司法合議裁判所判事は、国のいかなる部分からの司法判事の中からでも選ぶことが出来る。

VII：各裁判管轄において、首席司法裁判官、首席検察官、首席公共弁護士は、選挙された知事により、試験と資格による公募ののち、任命されるものとする。

Ⅷ：州憲法の発布までは、州の検察庁、総弁護庁、及び、州の顧問弁護庁の職務は、最低、35歳の著名な知識を有する弁護士を、選挙された知事が任命する。この職は一方的に解任が可能なものとする。

Ⅸ：もし、新州が連邦直轄領の昇格による時は、連邦行政に属する選択公務員の支払いのための連邦財政負担の移転は、下記の態様でなされる。

a) 新州開設第6年目において、公務員の支払いのため、財政負担の20%を引受けるものとする。残部は、なお、連邦の負担とする。

b) 第7年目において、州の負担は、30%を追加する。第8年目においては、残部の50%を引受けるものとする。

X：本条の上記の職に対する最初の任命に次ぐ者の任命は、州憲法で規制する。

XI：予算中の人件費は州の予算収入の50%を超えてはならない。

第236条：公証業務及び登記の業務は、公権力の代理人により、専権として行われる。

§1. 法律は、この活動を規制し、公証人、登記官及びその代行人の民事、刑事の責任を定め、司法府によるこれらの者の行為の監督を決定する。

§2. 連邦法は、公証人及び登記官業務の行為に関連の報酬を定めるための一般的規範を確立する。

§3. 公証業務及び登記の業務を行うには、試験と資格による公募によらなくてはならず、いかなる職も、補充又は転入の公募を行うことなく、6か月を超えて空席にしておくことは出来ない。

第237条：外国貿易に対する監督と統制は、国の財政的利益の防衛に不可欠のもので、大蔵省が行使する。

第238条：法律は、この憲法の原則を守って、石油燃料、アルコール燃料及び可再生原料製のその他の燃料の売買について定める。

第239条：1970年9月7日の補足法第7号によって創設された社会統合計画の負担金からの徴収金、及び、1970年12月3日の補足法第8号により創設された公務員財産形成計画に対する負担金からの徴収金はこの憲法の発布以後は、法律の規定に従って、失業保険計画及び本条の§3. に言うボーナスの資金給付に転用されるものとする。

§1. 本条の主文に言う資金の内、少なくとも40%は、価額を維持する収益の基準により、国立経済社会開発銀行を通じて、経済発展計画の資金を供与するために振向けられるものとする。

§2. 社会統合計画並びに公務員財産形成計画の累積財産は、結婚を理由として

の引出しを例外とし、本条主文の徴収の分配を禁止し、特別法に定めた状況における引出しを維持して参加者の個人勘定の預金に保持されるものとする。

§3. 社会統合計画又は公務員財産形成計画に対する負担を支払う使用者から、月額2最低賃金までを受領している労働者は、年間1最低賃金の支払いを保障される。憲法発布の日、既にこの計画に参加している者は、上記の額に、個人勘定の利得の額を算入されるものとする。

§4. 失業保険の資金勘定は、法の規定に従い、労働力の回転率が、部門の平均回転率を上回る企業から、追加負担金を受領するものとする。

第240条：第195条の規定から、民間社会事業団体及び組合組織に拘束された職業訓練事業団体に向けられた賃金表に関する強制負担金は留保されるものとする。

第241条：警察の職業捜査官に対しては、憲法第135条で規定する経歴に相当する第39条の§1. の原則が適用されるものとする。

第242条：第206条のIVの原則は、州法又は市法によって創設された公共教育施設で、この憲法の発布の日既に在り、全部、又は、大部分公共資金によって維持されていないものには、適用がないものとする。

§1. ブラジル歴史の教育は、ブラジル人の形成に、異なる文化及び民族の貢献を、考慮にいれるものとする。

§2. リオ・デ・ジャネイロ所在のペドロII世高校は連邦管轄で保存されるものとする。

第243条：国のいづこの地域における耕地も、麻薬の不法栽培をおこなっている時、土地の所有者には、何等の補償もなく、また、法定の他の制裁を妨げることなく、直ちに収用され、食用及び医薬用の生産物の栽培のために小作人の入植に振向けられるものとする。

単項：麻薬又は類似の薬品の不法運搬により、留置された全ての、各種の経済的価値を有する物品は、押収され、麻薬患者の治療又は回復における専門の施設、要員のために使用され、また、これらの物質の運搬の犯罪の監視、統制、予防、抑圧の活動の器具又は費用に使用される。

第244条：法律は、第227条の§2の規定に従い、身体障害者の十分な利用を保障するため、公共用の広場、建物及び既存の大量輸送車両の改装について定めるものとする。

第245条：法は、公権力が詐欺の犯罪の犠牲となった者の困窮相続人及び非扶養者に対する援護を与える場合と条件を定めるものとする。この規定は、不法行為の本人の民事の責任を妨げるものではない。

憲法経過規定令

第1条：共和国大統領，連邦最高裁判所長官，国会議員は，発布の行為と日において，憲法を維持し，擁護し，履行する誓約を行うものとする。

第2条：1993年の9月7日において，国民投票により，我が国で効力を有するべき政府の形態（共和制か立憲君主国か）統治の方法（大統領制か議員内閣制か）を決定するものとする。

§1. 公共役務の特許を得ている大量通報手段を通じる上記の形態並びに方法の自由な広報は無償とする。

§2. 高等選挙裁判所は，憲法が発布された後，本条の細則を発令するものとする。

第3条：憲法の改定は，発布から数えて5年後において，国会の成員の絶対多数の表決により，合同会議において行われるものとする。

第4条：現大統領の任期は，1990年の3月15日において，終了するものとする。

§1. 憲法の発布ののちの最初の共和国大統領の選挙は1989年11月15日に行われ，この選挙には，この憲法の第16条の規定は適用がないものとする。

§2. 下院と上院における州及び連邦直轄区の代表の数は削減されないことを保障する。

§3. 1986年の11月15日に選出された知事及び副知事の任期は1991年3月15日に終了する。

§4. 現市長，副市長，市会議員の任期は，1989年1月1日において，当選者の就任の日に終了する。

第5条：1988年11月15日に予定されている選挙には，憲法第16条の規定および第77条の規則は，適用されない。

§1. 1988年11月15日の選挙に対しては，選挙前少なくとも，4か月間の選挙区における選挙法上の居住が必要とされ，追加規則により，この要求を満たした候補者は，その他の法的要求を満たして，憲法の発布後，選挙裁判所により，その登録を発効せしめられるものとする。

§2. 特別の法的規則のないため，現行法を守って，1988年の選挙に必要な規範を発する権限は，高等選挙合議裁判所にあるものとする。

§3. 副市長に選出された現在の連邦又は州の議員が，市長の職務を行うよう招集された時は，議員の任期を失うことがないものとする。

§ 4. 市当たりの市会議員の数は、1988年に選出される代表に関しては、当該の市の地方選挙合議裁判所によって、憲法第29条IVに定めた制限を尊重して定められるものとする。

§ 5. 1988年11月15日の選挙に関しては、下記の者は、既に当選して任期を行っている者を除いて、下記の名義人と同じ裁判管轄においては、いかなる職にも選出されないものとする。即ち、任期の半ばを超えて職を行った共和国大統領、州知事、連邦直轄区知事、市長の2親等以内の血族、姻族（養子縁組を含む）

第6条：憲法発布の6か月後において、30人以上の連邦議員が集り、高等選挙合議裁判所に対して、新しい政党の登録を請求することが出来る。この請求には、宣言、定款、請求人が正規に署名したプログラムが添附されなくてはならない。

§ 1. 本条の規定に従って高等選挙合議裁判所によって与えられる仮登録により、新しい政党は、現行の全ての権利、義務及び特権を得るものとし、その中には、自党の名の下に、結成後12か月中に行われる選挙に参加する権利も含まれるものとする。

§ 2. 新政党は、結党から数えて、24か月の期間に、法定の形式で、高等選挙合議裁判所で、正規の登録を取得しない時は、自動的に、仮登録を失うものとする。

第7条：ブラジルは、国際人権裁判所の設置に賛成するものとする。

第8条：1946年9月18日から、憲法発布の日までの期間に、立法府令第18号（1961年12月15日付）大統領令第864号（1969年9月12日付）を含む軍政令、補足令などの例外的命令により、もっぱら政治的な理由により、罰せられた者には恩赦が与えられる。恩赦に際しては、現行法律及び規則にしたがって現職に在った期間に従い、文民、軍人の公務員の経歴の性質、特質を尊重し、該当の司法制度に従って、現職にあったなら権利を有していた筈の職、雇用、地位、階級に、休職の扱いで、昇進することが保障される。

§ 1. 本条の規定は、憲法の発布以降、財務的な効力を生むものとし、いかなる種類の週及的性質の利益も生じないものとする。

§ 2. 本条に定めた利益は、民間部門の労働者、組合の幹部及び代表で、もっぱら政治的理由により、処罰、解雇され、あるいは、行っていた有償の活動から離脱を余儀なくされた者、さらには、公然の圧力又は政府の秘密の方策のため、職業活動の実行を禁じられた者に対しても保障される。

§ 3. 航空省令S-50-GM 5（1964年6月19日）及びS-285-GM 5により、

民間において、特定職業活動を行うことを禁止された市民に対しては、国会が発議し、憲法の発布から数えて12か月の期間に発効する法律の定める所に従い経済的性質の補償が与えられる。

§ 4. 軍政令の効力により、無報酬で、市会議員の選挙職をおこなった者には、公職の老齢退職年金制度及び社会保障の効力に関しては、その期間を算入するものとする。

§ 5. 本条の規定において与えられる恩赦は、§ 1. の規定を守り、軍部省を除く政府の全ての水準またはその財団、公社又は国の統制下の官民合同会社の公務員又は職員で、労働者の決定で中断された職業活動を理由に処罰又は解雇され、あるいは、1978年8月4日付大統領令1632号のため、又は、専ら政治的な理由で処罰、解雇された者に対しても与えられ、1979年以降に上記の対象となったものは、再雇用が認められる。

第9条：1969年7月15日から12月31日までの期間において、当時の大統領の命令により、もっぱら、政治的理由で、追放され、又は、政治的権利を停止された者は、最高裁判所に、処罰の命令で中断された権利と利益の確認を請求することができる。ただし、上記の命令に、重大な欠陥があることを証明しなくてはならない。

単項：連邦最高裁判所は、利害関係人の請求から数えて120日以内の期間に決定を行うものとする。

第10条：憲法7条のIに言う補足令が公布されるまでは、下記に従う。

I：上記に言う保護は、1966年9月13日付法律5107号の6条主文及び§ 1. に規定した率の4倍の増加に限定される。

II：下記の者の、一方的又は正当事由を欠く解雇は禁じられる。

a) 事故防止内部委員会の役員の職に選出された労働者。立候補の登録から任期の終了の1年後まで。

b) 妊娠中の労働者。妊娠の確認から出産後5か月まで。

§ 1. 法律が憲法第7条のXIXの規定について定めるまでは、父親の新生児休暇は5日とする。

§ 2. 後の法律の規定があるまでは、農業労働組合の活動資金に対する負担金の徴収は、農地税の徴収とともに、同じ徴収機関によって行われる。

§ 3. 憲法発布以後、233条に従う、農業使用者による労働法上の義務履行の最初の証明においては、契約の適正、全期間における労働法上の義務の調整の証明は、労働裁判所においてなされる。

第11条：各立法議会は、憲法の効力により、下記の原則に従い、この憲法の発布の日

から数えて、1年の間に、州憲法を作成する。

単項：州憲法が發布されたのち、市議会は、6か月の期限で、連邦憲法及び州憲法の規定を尊重し、2回の討論と表決で、各市の組織法を制定しなくてはならない。

第12条：憲法の發布ののち、90日以内に、国会から指名された10名と、行政府から指名された5名により、領土調査委員会が設置される。この委員会の目的は、国の領土に関する調査、新しい領土単位、特に、法定アマゾン地域及び懸案中の地域に関する原案を提出することにある。

§ 1. 1年の期限で、委員会は、憲法に従い、続く12か月の間に審査するため、国会に調査の結果を付議するものとし、のち、直ちに消滅する。

§ 2. 州並びに市は、憲法發布後3年の期限で、協定又は調停により、係争中の境界線の確定を行う。そのために、自然の出来事、歴史的基準、行政協約、境界地域の住民の便宜などに適合して地域の変更及び相殺を行うことが出来る。

§ 3. 州、市の請求がある時は、連邦は、境界決定の作業を担当しなくてはならない。

§ 4. 憲法發布から数えて3年の期間に、境界決定の作業が終了しない時は、紛争の地域の境界を決定する権限は連邦にあるものとする。

§ 5. アクレ州のロンドニア州、アマゾナス州との現在の境界は、3州の代表と、ブラジル地理統計院の専門業務の代表によって構成される3極委員会により行われる測量、地図作成の資料により現在の境界が認識され、確認される。

第13条：§ 3. に規定した選挙ののち第46日以後で、1989年の1月1日以前において本条に記述した地域から分離してトカンチンス州を設置する。

§ 1. トカンチンス州は、北部地域を統合し、ゴヤス州とサン・ミゲル・ド・アラグアイア市、ポランガツ市、フォルモーゾ市、ミナス市、カバルカンテ市、モンテ・アレグレ・デ・ゴヤス市、カンボ・ペーロ市の北部境界線で接し、東部、北部、西部において、現ゴヤス州のバイア州、ピアウイ州、マラニオン州、パラ州、マツト・グロッソ州の境界を維持する。

§ 2. 行政府は、州ないの1市を、憲法制定議会による政府の確定的本拠が承認されるまで、臨時の州都に指定する。

§ 3. 州知事、副州知事、連邦上院議員、下院議員、州議員は、憲法の發布ののち、75日まで、1988年の11月15日以後に、高等選挙合議裁判所の基準により、特に、下記の規範に従って、1回の選挙で選出されるものとする。

1) 候補者の政党参加は、選挙日の5日前までに、終了するものとする。

- 2) 連合、候補者の選出のための決議を行う党地域大会の日付、選出された候補者の登録請求の提出の日、その他の法的手続きの日は、選挙裁判所による特別の日程において、定められるものとする。
- 3) この項に定めた選挙の日の75日前に、決定的に州、市の職から離脱していないこれらの職の占有者は、被選挙権を有しない。
- 4) ゴヤス州の政党の現理事会は、そのまま維持されるものとする。法律の範囲でその目的のために、トカンチンス州の臨時委員会を任命する権限は、全国常任理事会にある。

§ 4. 前項の形態で選出された知事、副知事、連邦下院議員、州議員の任期は、連邦のその他の構成単位のものと同じとする。選出上院議員の内得票数の最も少なかった者の任期は、上記と同じ時に消滅するものとする。他の2人の任期は、その他の州における1986年選出の上院議員とともに終了するものとする。

§ 5. 州憲法制定議会は、ゴヤス州地方選挙合議裁判所長官の議長の下で、その成員が選出された日から第46日以後、1989年1月1日以後の日に設置される。この同じ日において、選出された州知事、副知事の就任も行われるものとする。

§ 6. トカンチンス州の創出及び設置に対しては、憲法234条の規定に従い、出来る限り、マト・グロッソ州の分割の規制放棄を準用する。

§ 7. ゴヤス州は、新州の領域にある事業に由来する債務を免除されるものとし、連邦は、その基準に従ってそれらの債務を引受けることを許されるものとする。

第14条： Rondônia及びAmapá連邦直轄領は、各自の現境界を維持して、連邦州に改組される。

§ 1. 両州の設置は、1990年に選出の知事の就任とともに実現するものとする。

§ 2. ローライマ及びAmapá両州の改組と設置には、この憲法及びこの経過規定令の規定を尊重して、Rondônia州創設の規範及び基準が適用される。

§ 3. 共和国大統領は、憲法発布後45日までに、選出大統領の就任による新州の設置まで行政府の職を行うローライマ及びAmapá州の知事の名前を連邦上院の審議に提出する。

§ 4. 本条の規定に従った、州の昇格が具体化しない内は、ローライマ、Amapáの両連邦直轄領は、憲法159条のIの“a”及びこの令の34条の§ 2. の2) に規定した資金を受けることが出来るものとする。

第15条： Fernando de Noronha連邦直轄領は消滅し、その領域は、Pernambuco

州に再併合されるものとする。

第16条：この憲法の第32条の § 2. の規定が実施されるまで、上院の承認を得て、連邦直轄区の知事及び副知事を任命する権限は、共和国大統領に属する。

§ 1. 連邦直轄区の立法議会の権限は、議会が設置されるまでは、連邦上院が行使する。

§ 2. 立法議会が設置されない内、連邦直轄区の会計、財政、予算、営業、資産の検査は、憲法72条の規定を守り、連邦直轄区の会計検査院の助力を得て外部統制によって、連邦上院が行う。

§ 3. 法律に従い、連邦によって連邦直轄区に付与される財産は、その財産に含まれるものとする。

第17条：この憲法に従わないで、受領している俸給、報酬、利益、追加金、さらには、老齢退職年金の受益者も、直ちに、憲法の規定による制限まで、削減されるものとし、この場合、既得の権利の援用、又は、名目のいかに問わず超過の受取分は認めない。

§ 1. 直接又は間接行政における軍医の行う医師のみに許される2個の職又は雇用の兼務は保障される。

§ 2. 直接又は間接行政において、行われる保健の専門職にのみ許される職又は雇用の兼務は保障される。

第18条：公権力により設立され、維持されている財団を含む、直接、間接行政機関の非公募で採用された公務員に雇用安定を譲許する目的をもって作成されたいかなる立法府あるいは行政府の命令も、憲法制定議会が設置されてからのものは、法的効力が消滅する。

第19条：連邦、州、連邦直轄区、市の、直接間接、独立団体、公立財団の文官公務員で、憲法発布の時、少なくとも、5年間勤続しており、憲法37条に規定した形態で採用されたものでない者は、公務員の安定身分を取得したとみなされる。

§ 1. 本条にいう公務員の勤続期間は、正規のものとしては、法律に従い、現職採用の公募に応じた時から計算されるものとする。

§ 2. 本条の規定は、信任又は委員会の職、職務、雇用を得ている者、及び、法律が罷免の自由を宣明している者には、適用がないものとし、この勤続期間は、本条の主文の目的には、算入しないものとする。ただし、公務員の場合は除く。

§ 3. 本条の規定は、法律に従い、上級の教職員には適用がないものとする。

第20条：180日の間に、休退職及び年金受給者の権利の改定と、これらの者に対する

債務である利得又は年金の価格再評価の手続きが、憲法の規定への適応のため、とられるものとする。

第21条：時間的に限定されて在職する職業裁判官で、試験と資格による公募で採用され、憲法の発布の日において現職にある者は、見習い期間に従って、身分保障を取得し、権限、特権、及び、該当の法規の制限に服して（ただし、在職の短期性に固有のものは除く）、消滅途上の人事表を形成する。

単項：本条に言う裁判官の老齢退職年金制度は、他の州裁判官に定められた規範に規制される。

第22条：憲法制定国会の開設された日まで、在職した公共保護官は憲法の134条に定めた保障と禁止を守って、職歴を選択する権利が保障される。

第23条：憲法の第21条XVIの規則が公示されるまで、連邦検閲官の職にある者は、憲法の規定を守り、連邦警察局の、上記の職と両立する職務を行うものとする。

単項：上記法律は連邦検閲官の活用を、本条の規定に従って、定めるものとする。

第24条：連邦、州、連邦直轄区、市は、人事表と憲法39条の規定並びにこれによって派生する行政改革との両立のための基準を、憲法発布の日から数えて18か月の期間に、確立する法律を公示するものとする。

第25条：憲法発布の日から180日以降、憲法によって国会のものとしてされている権限を、行政府の機関に付与し又は委託した全ての法律の規定、特に、下記に関するものは、廃止される。なお上記の期間の延長は、法律によらなくてはならない。

I：規範的行為。

II：各種資金の運用又は移転。

§1. 国会で審議中の大統領令で、国会により、憲法発布までに審議されないものは、下記の形態で規制される効力を有するものとする。

1) 1988年の9月の2日までに公示されたものは、国会の休会の期間を控除して憲法の発布から数えて、180日の期間に、国会により審議されるものとする。

2) 前項に定めた期間が経過して、なお審議がされていない時は、ここに言う大統領令は、否決されたものとみなす。

3) 1), 2) に定めた場合においては、大統領令の有効期間中に行われた行為は、完全に有効なものとし、必要とあれば、国会は有効期間以後の効力について立法措置をとることが出来る。

§2. 1988年9月3日から、憲法発布の日までに公示された大統領令は、発布の日において、暫定的な措置に転換されて、これに対して第62条の単項において

定めた規則が適用されるものとする。

第26条：憲法発布から数えて1年の期間に、国会は、混合委員会を通して、ブラジルの対外債務の発生行為と事実の分析的、評価的な調査をすすめる。

§1. 委員会は、請求と喚問の目的に関して国会調査委員会と同じ法的効力を有し、連邦会計検査院の助力により活動するものとする。

§2. 違法が摘発された時は、国会は、行政府に対して、当該行為の無効の宣言を提案し、連邦検察庁に訴訟を提起するものとし、検察庁は、60日の期間に、適宜の訴訟を行うものとする。

第27条：高等司法合議裁判所は、連邦最高裁判所長官の下に開設される。

§1. 高等司法合議裁判所が開設されるまで、連邦最高裁判所は、憲法上の優先順位に基づいて定まった権限を行使する。

§2. 高等司法合議裁判所の当初の構成は下記によってなされる。

1) 連邦控訴合議裁判所の判事の利用。

2) 憲法に定めた人数を満たすために必要な判事の任命。

§3. 憲法の規定の効力に関しては、現連邦控訴合議裁判所の判事は、その任命の時の出身階級に属するものとみなされる。

§4. 合議裁判所が設置された時、連邦控訴合議裁判所の退職判事は、自動的に、高等司法合議裁判所の退職判事となるものとする。

§5. §2. 2) に言う判事は、憲法第104条単項の規定を守り、連邦控訴合議裁判所による3倍の人名簿において指名されるものとする。

§6. 5つの連邦地方合議裁判所が開設されるものとする。これらの裁判所は、憲法発布から数えて、6か月の期間において設置されるものとし、訴訟の数と、地理的場所を考慮して、連邦控訴合議裁判所がさだめる管轄と本部を有するものとする。

§7. 連邦地方合議裁判所が開設されるまで、連邦控訴合議裁判所は上記裁判所に付されている権限を全国の領域において行使するものとし、その開設を推進し、裁判所を構成する当初の職の候補者を、3倍の人名簿によって指名する権限は連邦控訴合議裁判所に属する。この人名簿には、§9. の規定を守り、いかなる地域の連邦判事を記載することも出来る。

§8. 憲法発布以降、連邦控訴合議裁判所の判事の補充を禁じるものとする。

§9. 憲法101条のIIに規定した最低の期間を経た連邦判事がいない時は、昇進は、在職5年に満たない判事を考慮することもできる。

§10. 連邦司法裁判所には、憲法発布の日まで当該裁判所に提起された訴訟を審

理する権限が属し、連邦地方合議裁判所及び連邦高等合議裁判所には、上記の日までに連邦司法裁判所が行った決定の取消しの訴訟を審理する権限が属するものとする。この中には、他の裁判部門に管轄にあったものも含むものとする。

第28条：1977年の憲法改正第7号の注文を有する1967年の憲法123条の§2.に言う連邦判事は、小法廷の裁判官の職に任命される。空席のない時は、既存の法廷の増設の手続きをとる。

単項：年功による昇進に関しては、上記の裁判官の勤務期間は、就任の日から計算される。

第29条：検察庁、連邦総弁護庁に関連の補足法が承認されない内は、連邦検察庁、大蔵省総徴税局、各省司法顧問、連邦独立団体の代理及び法務部などの組織の代理及び公立大学財団の代理部の成員などはその管轄の範囲で活動を継続するものとする。

§1. 大統領は、120日の期限で国会に対し、連邦総弁護庁の組織と機能について定める法案を国会に提出する。

§2. 現在の共和国検察官は、補足法の規定に従い、取消し変更不能の形式で、連邦検察庁の職及び連邦総弁護庁の職の間で選択を行うものとする。

§3. 憲法発布前に採用された検察庁の成員は、妨害を受けた時は、その日における法的な状態に従い、保障と利益に関し、旧法による選択を行うことができる。

§4. 労働検察庁、軍事検察庁の補助的な人事表を構成する者で、これらの職務で、安定身分を得た者は、当該の経歴の人事表を構成する。

§5. 現在の大蔵省総監督庁には、本条に規定する補足法の公示まで、その管轄内で、州検察庁に対し税の性質の訴因において、裁判上で、連邦を代理する権限が属する。

第30条：治安判事を創設する法律により、現治安判事は、新正治安判事の就任まで現職を維持し、新判事と同じ権利と権限が与えられるものとし、さらに、憲法98条IIの規定した治安判事の選挙の日を指定することが出来る。

第31条：地区裁判所の職員は、現在の職員の権利を尊重しつつ、公職化されるものとする。

第32条：第286条の規定は、公権力により、役人の権利を尊重しつつ公有化された公証業務、登記業務には、適用がないものとする。

第33条：扶養の性質の債権を除いて、裁判上の請求額で、憲法発布の日、支払いの未

済となっているもの（金利と価値修正の残高を含む）は、憲法発布後180日の期限で政府が公告する決定により、現金により、再評価の額で、1989年7月1日以降、連続、等額の8年の年賦で支払うことが出来る。

単項：本条規定の債務履行の団体は、毎年、支払い額と全く等しい公債券を発行することが出来る。この債権の額は、債務の総額制限には、算入しない。

第34条：国家租税組織は、憲法発布の第5か月以降発効するものとし、それまでは、1969年修正第1号及びその後の修正の法文を有する1967年の憲法の租税組織が継続するものとする。

§ 1. 憲法発布により、第148条、第149条、第150条、第154条の1、156条のⅢ、159条のⅠの“c”が発効し、これに反する1967年憲法並びにその修正、特に、第25条のⅢの規定は失効する。

§ 2. 州、連邦直轄区の参加基金、市参加基金は、次の決定に従う。

1) 憲法発布以降、率は、それぞれ、第153条のⅢとⅣに言う税の徴収高に関して計算する18%、20%とする。ただし、第161条のⅡに言う補足法の発効までは現行の基準が維持されるものとする。

2) 州、連邦直轄区参加基金関連の率は、1989財政年度において、1%増しとし、1990年以降1992年まで、毎年、0.5%宛増加し、1993年までに159条のⅠの“a”に定める率に達するものとする。

3) 市参加基金は、1989年以降、各財政年度につき、0.5%宛増加し、第159条の“b”に定めた率に達するものとする。

§ 3. 憲法が発布されたのち、連邦、州、連邦直轄区、市は、憲法に規定した国の租税組織を適用した法律を公布しなくてはならない。

§ 4. 前項に従って、公布される法律は、国会において規定される国家租税組織の発効以降、効力を発するものとする。

§ 5. 所得税組織法が発効した時、この法及び§ 3、§ 4.に言う法律に規定した所にも抵触しない時においては、旧法が適用されるものとする。

§ 6. 1989年12月31日まで、第150条のⅢの“b”は、第155条のⅠ“a”、“b”及び第156条のⅡ、Ⅲに言う税に適用されないものとし、これは、増加を定めた法律の公示後30日に徴収されるものとする。

§ 7. 補足法で定めるまで、液体燃料、気体燃料の小売に対する市税の最高税率は3%を超えてはならない。

§ 8. 憲法発布から数えて、60日の期間で、155条のⅠの“b”に言う税の制定に必要な補足法が公示されない時には、州、連邦直轄区は、1975年1月7日付補足

法24号に基づいて、協約を結び、暫定的に、その事項を規制する規範を定めるものとする。

§ 9. 補足法が決定するまでは、配電会社は、納税者及び納税代行者の条件において、その事業所から製品が出る時、たとえ、それが他の連邦構成単位に向けられたものであっても、電力に課せられる商品流通関連取引税の支払いの義務を負うものとする。この税は、生産及び輸入から最後の取引までのもので、税は最後の取引において行われた額につき計算され、どこで、その取引が行われるべきであったかに従い、州、又は、連邦直轄区において納入することが保障される。

§ 10. 1989年12月31日までに公示される159条の I "c" に規定する法律が発効しない内は、上記の法規にさだめた資金の運用は、下記の態様により、保障される。

1) 0.6% は、ブラジル・アマゾナス銀行を通じて、北部地域に。

2) 1.8% は、ブラジル東北銀行を通じて、東北部地域に。

3) 0.6% は、ブラジル銀行を通じて、中西部地域に。

§ 11. 法律の規定に従い、中西部開発銀行が、当該地域における、憲法第195条の I "c", 192条の § 2. に定める所を履行のために設置される。

§ 12. 148条の II の緊急性にも拘らず、1962年11月28日付法律第4156号及びその後法律により、ブラジル中央電力会社（エレクトロプラス）のために制定された強制借入金の回収は、悪影響をこうむらないものとする。

第35条：165条の § 7. の規定は、10年までの期間において、1986 / 1987年に実現した状況から出発して、発展的に行われるものとし、資金をマイクロ経済的地域に、人口に比例した割合で、配分するものとする。

§ 1. 本条に言う基準の適用に関して、下記に関するものは総費用から差引くものとする。

1) 多年間計画において優先計画とみなされているプロジェクト。

2) 国の安全と防御。

3) 連邦直轄区の機関の維持。

4) 国会、会計検査院、司法府にたいするもの。

5) 連邦直接、間接行政の債務のサービス費用（公権力で設立、維持されている財団を含む）

§ 2. 第165条 § 9の I と II に関連の補足法が発効するまでは下記の規範に服する。

- 1) 多年間計画。後継大統領の任期の第1年度の末までに発効のため、第1年度の終了の4か月前までに国会に提出し、年度末までに承認のため返送される。
- 2) 予算編成方針法案は年度末の8か月半前に提出し、年度末までに承認のため返送される。
- 3) 連邦予算案は、年度末の4か月前までに提出され、年度末までに、承認のため、返送される。

第36条：新憲法発布の日に存する基金は、民間財産に統合される税制恩典のもの、及び、国防関連のものを除いて、国会が2年以内に承認しない時は、消滅するものとする。

第37条：167条Ⅲに規定したもののへの適応は、5年の間に行われるものとし、少なくとも年間5分の1の基準で過剰を削減しなくてはならない。

第38条：169条に言う補足法の公示までに、連邦、州、連邦直轄区、市は經常収入の65%を超えた人員に依存することがあってはならない。

第39条：連邦収支の変動を生じる憲法の規定の履行の効力に関し、憲法発布以後、行政府は、1989財政年度に関連の予算法改定法案を作成し、国会は、これを審議しなくてはならない。

単項：国会は12か月の期間に、161条のⅡに規定した補足法の表決を行わなくてはならない。

第40条：マナウス自由地域は、自由輸出入の自由貿易、税制恩典の性質を有して、憲法発布以降、25年、維持されるものとする。

単項：連邦、州、市は、その人件費が本条に規定した制限を超える時、年間5分の1の割合で超過の割合を減じ、上記の制限に復さなくてはならない。

第41条：連邦、州、連邦直轄区、市の行政府は、現に有効な全ての税制恩典を再検討して、立法府に対して、とるべき手段を提案する。

§1. 憲法発布後、2年にして、法律によって確定しなかった税制恩典は、全て失効したものとみなされる。

§2. 失効により、発布の日、既に、確定条件と期間により、譲許された税制恩典に関して取得した権利は、影響をこうむらないものとする。

§3. 1967年の憲法の23条§6の規定と、1969年10月17日の修正第1号の文に基づいて締結された協定により与えられた税制恩典は、これも、再検討され、本条の期間において、再契約されなくてはならない。

単項：マナウス自由地域のプロジェクトの承認を規制する基準は、連邦法によって

のみ変更できる。

第42条：15年間、連邦法は、下記のとおり、資金をかんがいに振向けなくてはならない。

I：20%を中西部へ。

II：50%を東北部、特に、半荒地に。

第43条：鉱物資源、鉱床の調査と採掘を規制する法律の公示の日から、又は、この憲法の発布の日から1年の期間に、許可、特許及びその他の鉱業権の付与の名義は、もし、調査または採掘の作業が法定の期間に始まっていないことが証明され、あるいは、休止していることが証明された時は、効力を失うものとする。

第44条：現在鉱物資源調査の認可、採掘の特許、水力資源の利用の特許を得ているブラジル企業は、176条の要求を達成するためには、憲法発布から、4年の期間が与えられる。

§1. 憲法に明記する国の利益の規定を除き、ブラジル企業は、176条§1.の規定の履行を免じられる。ただし、憲法の発布の日から、4年の間にその採掘の生産物を得て、国の領域内の、自己の施設、又は、支配若しくは従属の工業企業において、工業生産のための加工を行うことを条件とする。

§2. また、自己の工業生産において使用するための水力エネルギーの特許を得たブラジル企業も176条の§1.の規定の履行を免じられるものとする。

§3. §1.に言うブラジル企業のみが、鉱物資源の調査及び採掘、又は、水力エネルギーの利用の特許を得ることが出来るものとする。ただし、エネルギー及び鉱産物が、自己の工業加工において使用されることを条件とする。

第45条：憲法の177条のIIによって確立された独占から、43条及び法律2004号(3/10/53)の45条の条件の下で、活動中の精油所は除外する。

単項：憲法の発布の日には有効な、石油探査のためにペトロプラスが結んだリスク契約は、177条§1.の禁止から除外されるものとする。

第46条：介入又は裁判外の清算の制度に服している団体に対する債権は、中断又は停止なく期限到来の日から、実際の支払いの日まで価値修正に付されるものとする。上記の制度は、破産に変換しても変わらない。

単項：本条の規定は、下記のものにも適用される。

I：本条の主文の制度の宣言の後に行われた取引。

II：貸付、融資、再融資、流動性に対する金融扶助、債権または抵当証券の代位、公衆預金の保障の実行、債券の購入、上記のものに振向ける基金の資金を含む。

III：憲法発布前の債券。

IV：1988年1月1日までに清算されていない、憲法発布前の公共行政団体の債権。
第47条：係争中のものも含めて、再取引及び後の談合を含め、銀行及び金融機関により行われたいかなる貸付から生じるものも、貸付が下記に含まれている時には、価値修正が存しないものとする。

I：1986年2月28日から、1987年2月28日における零細、小企業又はその事業所に対して。

II：1986年2月28日から1987年12月31日における零細、中小農業生産者に対して。ただし、農業融資関連であることを条件とする。

§1. 本条効力に関して、法人又は個人企業の零細企業とは、年間の収入が1万OTNまでのもので、法人又は個人企業の中小企業とは年収2万5000・OTNまでのものを言う。

§2. 農業者の零細、中小の格付けは、契約時の農業融資の基準に従ってなされる。

§3. 本条に言う価値修正の免除は、下記の場合においてのみ与えられる。

- 1) 当初の債務に法定利子と法定手数料を加えたものの清算が、憲法発布の日から数えて90日以内に行われるものであること。
- 2) 資金の用途が融資の目的に背反しないこと。ただし、立証の責任は、金融機関にあるものとする。
- 3) 債権者たる金融機関から、債務者が債務支払いの手段を有していることが示された時。ただし、この証明からは、事業所、住居の家屋、労働及び生産の用具は除くものとする。
- 4) 当初の融資が5000・OTNの限度を超えないこと。
- 5) 受益者が、5農業基準額を超える所有者であること。

§4. 本条にいう恩典は、既に返済済みの債務、及び、債務者が憲法制定議会の議員である債務には適用されない。

§5. 期限が債務の決済の制限の日より後になる取引の場合、借主の関心があれば、銀行と金融機関は、自己の手段により、原契約の条件を、この恩典に適合せしめる形態で、条件の変更を進めるものとする。

§6. 公的融資の代行業者又は信用組合に対する転貸の場合においては、負担は、資金源に帰するものとする。

第48条：国会は、憲法発布から120日以内に、消費者保護法を作成する。

第49条：法は都会地の永代借地権について定め、これにより、借地人は、契約の消滅の場合、当該契約の規定に従って直接支配の取得により、借地契約の保障を得るこ

とを選択出来る。

§ 1. 契約条項がない時は、連邦の不動産の特別法規において、今日、有効な基準を適用するものとする。

§ 2. 現在の土地占拠者の登録済みの権利は、他の契約の形態の適用を保障されるものとする。

§ 3. 永代借地は、海岸線から始まる保安地帯にある海軍の所有地とその隣接地に対しても従前通り適用されるものとする。

§ 4. 永代借地権を回収した時は、旧直接所有者は、90日の期限で、管轄の不動産書類保管所に土地に関連のある全ての書類を信託するものとし、これを怠った時は、責任を負わなくてはならない。

第50条：1年の期限で、憲法の規定に基づき公布される農業法は、農業政策の目的、手段、優先部門、収穫計画、国内供給、外国市場、農地信用制度について定める。

第51条：国会により、混合委員会を通じ、憲法発布から3年間において、1962年1月1日から、1987年12月31日の期間に行われた3000ヘクタールを超える面積を有する公有地の贈与、売却、用役権の授与は、再調査されなくてはならない。

§ 1. 売却に関しては、再調査は、取引の合法性の基準においてのみ行われるものとする。

§ 2. 用役権の授与と贈与の場合、再調査は合法性と公共の利益の基準のみに従う。

§ 3. 前項に言う用役権の授与は、違法性が証明された時、あるいは、公共の利益のためには、土地は、再び、連邦、州、連邦直轄区、市の財産に回収されるものとする。

第52条：第192条のⅢに言う条件が定まるまでは、下記の事項は、禁止されるものとする。

I：外国に住所を有する金融機関の新支店の我が国における設置。

Ⅱ：我が国に本店を有する金融機関の資本における国外に居住する自然人又は法人の参加率の増強。

単項：本条に言う禁止は、国際協定、相互主義又はブラジル政府の利益の結果からの認可に対しては、適用がないものとする。

第53条：第2次世界大戦中、実戦に参加した元戦闘員は、1967年9月15日付法律5315号に従って、下記の権利を保障される。

I：公募に応募する必要無く、安定身分付きの公職を利用出来る便宜。

Ⅱ：国軍の中尉のものに相当する特別年金。この額は、何時でも請求できるが、社

会保障の利益を除いて、公庫から受領する他のいかなる利得とも重複してはならず、また、選択権は留保される。

Ⅲ：死亡の場合、前項の額に比例する未亡人若しくは伴侶あるいは被扶養者に対する年金。

Ⅳ：無償で、被扶養者に及ぶ医療、病院援護、教育援護。

Ⅴ：いかなる法的制度においても、実質勤務25年に相当する受益額の退職老齢年金。

Ⅵ：持ち家を所有しない者又は未亡人またはその伴侶の持ち家取得における優先権。

単項：Ⅱの特別年金の給付の場合は全ての法的な効力に関し、元戦闘員に与えられた全ての他の年金に代わるものである。

第54条：1943年9月14日付大統領令第5813号に従い、ゴム採取人として認められた者、及び、1946年9月16日付大統領令9882号によって保護される者は、困窮の時、2最低賃金の月額を終身年金を受領するものとする。

§1. この恩典は、ブラジル政府の訴求に応じて、第2次世界大戦当時、アマゾンナス地域で、ゴムの生産に従事し、戦争努力に貢献したゴム採取人に対して及ぼされたものである。

§2. 本条において確立した恩典は、困窮者として認められる被扶養者に対しても移転出来るものである。

§3. 受益金の給付は、憲法発布から150日の期間に、行政府の提案する法律に従ってなされる。

第55条：予算編成法によって承認されるまで、失業保険を除いて、社会保険の最低、30%は、保健部門に振向けられる。

第56条：195条Iについて、法律の規定がなされるまでは、1982年5月25日付大統領令第1940号により制定、1983年8月1日付大統領令91236号、1987年7月8日付大統領令第7611号によって改正した負担金の率に相当する0.6%中の、最低0.5%からの徴収金が社会保険に繰込まれるものとする。ただし、1988年に限り、進行中の計画により行われた約定は留保する。

第57条：1988年の7月30日までの社会保障の負担金に関する債務は、価値修正付、罰金と金利無しの120月の分割払いで精算される。但し、憲法発布から120日以内に支払いを開始することを条件とする。

§1. 最初の2年間の各年に支払われる額は、確定し、再評価された額の5%以上であることを要し、残りは、同額の月払いに分割されるものとする。

§2. 精算は、1986年12月23日付法律第7578号に従う物の譲渡及びサービスの給付の形態における支払いを包含することも出来る。

§3. 分割払いの履行の保障として、州、市は、毎年、当年の予算に債務の支払いに必要な割当てを行うものとする。

§4. 支払いの実行のために確立された条件の何れかの不履行で、債務は、全額につき、支払い期限が到来したものとみなされ、この総額に、延滞利子が付される。この場合、債務州、市のための交付基金の相当額が封鎖され、社会保障に移転されて、債務支払いに宛てられるものとする。

第58条：憲法発布の日において、社会保障制度が維持している継続的給付の利益は、その利益が与えられた時における最低賃金の数によって表現される購買力を回復させる目的で、額の再評価がなされるものとする。次条に言う費用と給付計画の設置まで、再評価は上記の基準に従うものとする。

単項：本条に従って再評価される社会保障利益の毎年の給付は、憲法の発布から数えて第7月から、借記され、支払われるものとする。

第59条：社会保険組織並びに費用及び給付利益計画に関する法案は、憲法発布の時から最高6か月までの期間に、国会に提出されるものとし、国会は、審理に6か月を有するものとする。

単項：国会の承認した後で、計画は、漸進的に、次の18か月で実施に移されるものとする。

第60条：憲法発布の、最初の10か月において、公権力は、社会の組織的部門全てを動員して、憲法212条に言う資金の少なくとも50%を使用して、文盲を一掃し、初等教育を普及するための努力を展開する。

単項：同じ期間に、公立大学は、その活動を分散し、高等教育単位を人口の集中度の高い市へ拡大するようことを期する。

第61条：213条に言う教育団体及び研究の財団で、その設立が法律によって認可され、上記の条のI、IIの要求を満たし、かつ、最近3年において、公共資金を受けて来たものは、法律に反対の事項がない限り、公共資金を、従前通り受給する。

第62条：法律は、SENAR（国家農業実習業務）をSENAI（国家工業実習業務）及びSENAC（国家商業実習業務）に倣って創設する。ただし、これによって、同分野で活動している公共機関の権限は、影響を受けないものとする。

第63条：共和制宣言、共和制憲法施行100周年の記念行事を推進するため、立法権から3名、司法権から3名、行政権から3名、計9名から構成する委員会を設置する。委員会は、必要とあれば、小委員会を設置することが出来る。

単項：委員会は、その権限の発展において、州、市の政庁及び諸行事に参加を欲する公私の団体と協力して、国の政治的、社会的、経済的及び文化的な調査を推進するものとする。

第64条：国立印刷所及びその他の連邦、州、連邦直轄区及び市の、直接、間接行政の印刷所（公権によって設立、維持された財団を含む）憲法全文の公衆版の出版を推進する。この版は、無償で学校、登記所、組合、兵営、教会及びその他の協同体代表の機関の使用に供し、ブラジル人の各個人が、国家から憲法を1部受領することが出来ることを期する。

第65条：立法府は、12か月の期限で、220条 § 4. の施行規則を制定する。

第66条：法律に定めた現行の通信の公共特許事業は維持する。

第67条：連邦は、憲法発布から5年の期限で、原住民の土地の境界作成を終了する。

第68条：キロンボ（黒人逃亡奴隷共同体）の残存共同体で一定の土地を占拠しているものは、その確定所有権を認められ、国はこれに対して権利証書を発行しなくてはならない。

第69条：州は、検察庁、総弁護庁から分離して、法律顧問を維持することを許される。ただし、憲法発布の日において、その職務のための特定の機関を有することを条件とする。

第70条：州合議裁判所は、これが、憲法125条の § 1. に則り、州憲法で規定されるまでは、現在の管轄を保持するものとする。

JICA